

板倉町告示第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条及び第 102 条の規定により、平成 20 年第 1 回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 20 年 2 月 26 日

板倉町長 針ヶ谷 照 夫

1. 日 時 平成 20 年 3 月 4 日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 4 名 )

|       |       |       |   |       |     |     |    |
|-------|-------|-------|---|-------|-----|-----|----|
| 1 番   | 川 野 辺 | 達 也   | 君 | 2 番   | 延 山 | 宗 一 | 君  |
| 3 番   | 小 森 谷 | 幸 雄   | 君 | 4 番   | 石 山 | 徳 司 | 君  |
| 5 番   | 宇 治 川 | 利 夫   | 君 | 6 番   | 市 川 | 初 江 | さん |
| 7 番   | 青 木   | 秀 夫   | 君 | 8 番   | 野 中 | 嘉 之 | 君  |
| 9 番   | 石 山   | 甚 一 郎 | 君 | 1 0 番 | 秋 山 | 豊 子 | さん |
| 1 1 番 | 塩 田   | 俊 一   | 君 | 1 2 番 | 青 木 | 佳 一 | 君  |
| 1 3 番 | 川 田   | 安 司   | 君 | 1 4 番 | 荻 野 | 美 友 | 君  |

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成20年第1回板倉町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成20年3月4日(火)午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長の施政方針
- 日程第 4 選挙第 1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第 5 発議第 1号 板倉町議会会議規則の一部改正について
- 日程第 6 議案第 1号 専決処分事項の承認について
- 日程第 7 議案第 2号 町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3号 板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 板倉町後期高齢者医療に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第 5号 板倉町保育園設置条例の全部改正について
- 日程第11 議案第 6号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 7号 板倉町敬老祝金支給条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 8号 板倉町総合老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第 9号 板倉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第15 議案第10号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第16 議案第11号 板倉町介護保険条例の一部改正について
- 日程第17 議案第12号 板倉町文化財保護条例の一部改正について
- 日程第18 議案第13号 平成19年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第19 議案第14号 平成19年度板倉町老人保健特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第20 議案第15号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第21 議案第16号 平成19年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第22 議案第17号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第23 議案第18号 平成19年度板倉町水道事業会計補正予算(第4号)について
- 日程第24 議案第19号 平成20年度板倉町一般会計予算について
- 日程第25 議案第20号 平成20年度板倉町老人保健特別会計予算について
- 日程第26 議案第21号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第27 議案第22号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第28 議案第23号 平成20年度板倉町介護保険特別会計予算について
- 日程第29 議案第24号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第25号 平成20年度板倉町水道事業会計予算について

- 日程第31 陳情第 1号 町道7179号・7180号線拡幅整備について  
 日程第32 陳情第 2号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情について  
 日程第33 陳情第 3号 町道1085号線整備について

○出席議員(14名)

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 川野辺 達也君 | 2番  | 延山 宗一君  |
| 3番  | 小森谷 幸雄君 | 4番  | 石山 徳司君  |
| 5番  | 宇治川 利夫君 | 6番  | 市川 初江さん |
| 7番  | 青木 秀夫君  | 8番  | 野中 嘉之君  |
| 9番  | 石山 甚一郎君 | 10番 | 秋山 豊子さん |
| 11番 | 塩田 俊一君  | 12番 | 青木 佳一君  |
| 13番 | 川田 安司君  | 14番 | 荻野 美友君  |

○欠席議員(なし)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|               |         |
|---------------|---------|
| 町 長           | 針ヶ谷 照夫君 |
| 教 育 長         | 今村 好市君  |
| 総合政策課長        | 小野田 吉一君 |
| 生活窓口課長        | 荒井 英世君  |
| 健康福祉課長        | 小野田 国雄君 |
| 建設農政課長        | 中里 重義君  |
| 会計管理者         | 小菅 正美君  |
| 教育委員会<br>教務局長 | 田口 茂君   |
| 農業委員会<br>農務局長 | 中里 重義君  |

○職務のため出席した者の職氏名

|                                  |       |
|----------------------------------|-------|
| 事務局 長                            | 栗原 光実 |
| 書 記                              | 石川 英之 |
| 行政安全<br>グループ<br>リーダー兼<br>議会事務局書記 | 丸山 英幸 |

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（荻野美友君） おはようございます。

ただいまから告示第11号をもって招集されました平成20年第1回板倉町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○議長（荻野美友君） それでは、日程に入る前に諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から例月監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました町長からの議案提出は25件であります。また、請願、陳情については、お手元の文書表のとおり陳情3件が提出されております。さらに、選挙1件、議員発議1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

○会議録署名議員の指名

○議長（荻野美友君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

2番 延山宗一君

3番 小森谷幸雄君

を指名いたします。

---

○会期の決定

○議長（荻野美友君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、2月25日に議会運営委員会を開催し、今定例会の議会運営について協議しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、青木秀夫君。

[ 議会運営委員長（青木秀夫君）登壇 ]

○議会運営委員長（青木秀夫君） それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、2月25日、議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日3月4日から12日までの9日間ということでございます。

会期の日程ですが、本会議初日の本日は、町長の施政方針の後、選挙第1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。次に、発議第1号について審議、決定いたします。続いて、議案第1号から議案第18号について提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議、決定をいたします。次に、議案第19号から議

案第20号についてですが、これは平成20年度予算ですので、本日は提案者からの議案説明のみとし、審議、決定は最終日の12日に行います。

5日は一般質問を行います。

6日は午前中に一般質問を行い、午後からは総務文教福祉常任委員会、建設農政生活常任委員会をそれぞれ開催し、付託された案件の審査を行います。

7日は建設農政生活常任委員会を開催し、新年度の予算について事務調査を行います。

3月8日と9日は休会とします。休会明けの10日は総務文教福祉常任委員会を開催し、新年度の予算について事務調査を行います。

3月11日を休会とします。

最終日の12日は、議案第19号から議案第25号について審議、決定を行います。続いて、付託された案件について所管の委員長報告を受け、その後審議、決定をいたします。さらに、閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わりにします。

○議長（荻野美友君） お諮りいたします。

今定例会の会期について、ただいまの委員長報告のとおり決定するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から12日までの9日間と決定いたしました。

---

#### ○町長の施政方針

○議長（荻野美友君） 日程第3、町長より平成20年度の施政方針を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） おはようございます。平成20年第1回板倉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

早いもので、今年に入ってからもう3月になりました。今年の冬は、例年以上に寒い日が続き、雪の降った日も多くありました。そうした中での燃料の高騰は、国民の生活や産業面において大きな負担となっております。町内におきましても同様に、各家庭あるいは施設園芸農家なども相当な負担となっております。国会では、この高騰する燃料についての議論が伯仲しており、ガソリン国会とも言われております。

ご承知のとおり、道路特定財源の揮発油税暫定税率維持の問題でございます。個人生活ではガソリンが安くなることはありがたいことではございますが、町にとってはこの暫定税率が廃止になりますと1年で約8,000万円ほど歳入が減ってしまいます。そうなりますと、さらに基金を取り崩さなければ歳出をカバーできませんので、非常に大きな問題となってしまいます。したがって、町全体を考えますと何とか維持してほしいというふうに思っております。議会からも国に対しまして11月に、道路特定財源の一般財源化に反対する意見書を提出していただきましたし、今議会でもご審議をいただくやに聞いております。大変ありがたいと思っております。私ども町村会でも今年に入ってから、国に対しまして道路特定財源の暫定税率維持

の要望書を提出した次第でございます。

また、今後燃料だけではなく食料品、石油化学関連商品なども値上げが予定されているようでございます。そうした中で中国で製造された冷凍食品に農薬などが混入する事件が発生してしまいました。つい最近までは、食品表示の偽装問題で国内の有名企業が営業停止などの処分を受けている状況がありまして、事あるごとに食の安全というものが大きく叫ばれてきておりました。しかし、こうしていとも簡単に危険な状態に陥ってしまうということでございますので、外国から入る食品のチェック機能をもっと高める必要があると思っております。

こうした食の安全に加えまして、近年バイオエタノールに代表されるバイオマス燃料化への移行、さらにはアジアを中心に急速な経済成長率を受けて穀物の消費量が急増し、その旺盛な需要に供給が追いつかず、穀物の在庫量が逼迫傾向にあるようであります。こうした状況を受けて、日本の食料自給率が39%であるということを多くの国民が認識したのではないかと思います。日本の食糧事情が浮き彫りになったのではないかと考えております。余るくらいあると言われてきた食糧も、一つ間違えると供給がストップしてしまう、これが現実であると思っております。こうしたことを踏まえまして、やはり大事なのはこれからの日本の農業をどうするか、ここから出発、再出発をしなければいけないのではないかと考えております。あわせまして、板倉農業をどうすべきかも含めて農業のあり方を考えてみたいと考えております。

また、昨年末から東洋大学の学部改編の関係では、議員の皆様にも大変なご心配をおかけしたところでございます。去る2月10日に町民を対象に大学側からの説明会を開催いたしました。そのときにも説明があったわけでございますが、日本の人口構造や大学事情を考えますと、やむを得ない部分もあると思っておりますが、町といたしましては残る生命科学部の拡充について強く要望してまいりました。また、今後大学、群馬県、館林市、東武鉄道、板倉町で協議会を設置して、いろいろな分野においての推進を図るとしておりますので、これまではなかなか情報交換が少なかったわけでございますが、この協議会を核といたしましてこれからの活性化を図っていければと考えております。

いずれにいたしましても、大学側から説明がありましたように、新しい生命科学部の2学科が間違いなく新設できますように、あわせて北関東はもちろんのこと全国にも誇れるバイオの拠点となり得るよう努力をしたいと考えております。同時に、これを機会に食、農、環境を生かしたまちづくりにも取り組んでいきたいと考えております。

本定例会では、20年度の予算につきまして提案をさせていただきわけでございますが、ご存じのとおり財政改革プランをお示しさせていただきました。このプランに沿っての予算編成となったわけでございますが、特に20年度は事務事業等の再検討を行った上で、将来に向けての行財政運営を考えていきたいと思っております。同時に、自主財源の確保に向けての事業を積極的に推進しなければなりません。企業導入につきましては、景気の動向、県の考え方等を考えますと、今が数少ないチャンスと考え、20年度は積極的にチャレンジしていきたいと考えております。

また、これからのまちづくりで、これまでも申し上げてまいりましたし、その準備を進めてきたものに板倉町の持っている資源を生かすがございます。板倉町は、利根、渡良瀬に囲まれ、そして町の中央部には谷田川、板倉川が流れる水の町でございます。過去の歴史の中で先人たちは特に治水面で大変な苦勞をしてまいりました。しかし、一方、その中ではくまれた水の文化、景観は高く評価をされ、町の誇りでもござい

ます。今までの日本は、いわゆる経済、財政一辺倒という状態であったような気がいたしますが、これからは質の高い国づくりを考えますと、こうしたものが近い将来必ずやクローズアップされると信じております。したがって、板倉町では最終的には重要文化地区景観の選定を目指して、これまでさまざまな調査、準備等を行ってまいったわけでございます。本年は何とか大きく前進をさせたいと考えております。議員皆様方の今後のご支援とご協力を切にお願い申し上げる次第でございます。

なお、今回の定例会には、議案第1号から議案第25号までの25件を上程させていただきました。慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げ、招集のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（荻野美友君） 町長の平成20年度施政方針演説が終わりました。

---

○選挙第1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（荻野美友君） これより提出された議案等の審議に入ります。

日程第4、選挙第1号 板倉町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員には、山田達雄君、生年月日、昭和11年12月23日、住所、大字初谷1711番地の3。

菅井弘君、生年月日、昭和11年6月22日、住所、大字除川1201番地の2。

齋藤壽男君、生年月日、昭和10年1月31日、住所、大字大高嶋536番地。

飯田勝美君、生年月日、昭和12年12月21日、住所、大字海老瀬6098番地。

以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました方を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、第1順位 長谷見一郎君、生年月日、昭和14年3月1日、住所、大字細谷861番地。

第2順位 松島嘉市君、生年月日、昭和16年12月30日、住所、大字大高嶋517番地の3。



第3順位 武政政雄君、生年月日、昭和15年3月7日、住所、大字海老瀬2962番地。

第4順位 大橋登君、生年月日、昭和17年7月9日、住所、大字板倉2419番地の1。

以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名しました方を当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方が選挙管理委員補充員に当選されました。

---

○発議第1号 板倉町議会会議規則の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第5、発議第1号 板倉町議会会議規則の一部改正についてを議題とし、提出者より趣旨説明を求めます。

提出者、青木秀夫君。

[7番（青木秀夫君）登壇]

○7番（青木秀夫君） 発議第1号につきましては、一般質問の関係でございまして、これまで一括質問方式と一問一答方式の併用で運用により実施してきましたが、今回会議規則を実態に合わせ整合性を図るため一部改正を行うものでございます。

発議第1号 板倉町議会会議規則の一部改正について。標記規則の一部を次のとおり改正するものとする。平成20年3月4日提出。提出者、板倉町議会議員、青木秀夫。賛成者、同、塩田俊一、同じく石山甚一郎、同じく野中嘉之、同じく石山徳司、同じく宇治川利夫でございます。

板倉町議会会議規則の一部を改正する規則。第60条、一般質問の関係ですが、2項、質問方式として一括質問方式または一問一答方式のいずれかを選択するものとする。また、3項で質問方式の通告、4項の質問時間の制限、5項の一括質問方式の質問回数などの規定を新たに加え、運用で実施していたものを今回明文化し、実態に合わせるものでございます。また、第60条の次に第60条の2を加えて、質問については第58条（質疑又は討論の終結）の規定を準用させるものでございます。

そのほかは、条文に合わせて項ずれや字句の整理をするものです。

附則として、この規則は公布の日から施行するでございます。

議員発議をご理解、ご決定賜りますようお願い申し上げ、私の趣旨説明といたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより発議第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[ 挙手全員 ]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第1号 専決処分事項の承認について

○議長（荻野美友君） 日程第6、議案第1号 専決処分事項の承認についてを議題とし、その1、その2について町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[ 町長（針ヶ谷照夫君）登壇 ]

○町長（針ヶ谷照夫君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分事項の承認について。本案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

初めに、専決処分その1、平成19年度板倉町一般会計補正予算（第4号）でございます。本案につきましては、水道事業会計で実施する配水管の布設がえ工事に必要な起債の借入れが2月末日となってしまったことから、一般会計で借り入れる部分の補正予算を平成20年2月6日に専決処分させていただきました。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ60万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億6,753万9,000円とするものでございます。

補正予算の内容でございますが、歳入では町債を60万円減額し、歳出では衛生費を60万円減額するものでございます。

次に、専決処分その2、平成19年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。本案につきましては、企業債の借り入れ並びに配水管の布設がえ工事に関するものでございます。企業債の借り入れ申請期限が2月末日となってしまったため、早急に手続を行う必要が生じてしまいましたことから、平成20年2月6日に専決処分をさせていただきました。

補正予算の内容でございますが、資本的収入の第1項企業債に60万円を追加し、合計で1,840万円とするものでございます。また、第5項出資金を60万円減額し、合計を1,160万円とするものでございまして、資本的収入の合計4,340万1,000円には変更はございません。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[ 総合政策課長（小野田吉一君）登壇 ]

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、議案第1号 専決処分事項の承認についてご説明をさせていただきます。

平成19年度板倉町一般会計補正予算（第4号）の専決処分でございますが、本案につきましては水道事業会計で実施します石綿セメント管布設がえ工事に係る事業費を一般会計から出資するための起債額の補正でございます。借り入れ期間が、先ほど町長の提案理由にありましたように2月末日となってしまったことが

ら、2月6日付で専決処分をさせていただきました。事業料の確定によりまして起債額を60万円減額するもので、歳入の第21款町債、第1項町債を60万円減額し、歳出の第4款衛生費、第3項上水道費を60万円減額して、予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,753万9,000円とするものでございます。

その1の説明にかえさせていただきます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、専決処分書その2、平成19年度板倉町水道事業会計補正予算（第3号）について説明いたします。

先決理由につきましては、先ほどの提案理由のとおりですが、内容について若干説明いたします。

3ページをお願いいたします。資金的収入の明細書ですが、企業債に60万円追加いたしまして1,840万円に、出資金を60万円減額いたしまして1,160万円にいたします。これは、予定した事業費とその財源内訳、国庫補助費、それから単独事業費負担金等に若干の変更が生じました。県と協議いたしまして借り入れ予定額、企業債と出資金の合計額なのですが、その借り入れ予定額3,000万円に変更はありませんが、企業債と出資金の額を調整する必要が生じたためでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

---

○議案第2号 町長等の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（荻野美友君） 日程第7、議案第2号 町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第2号 町長等の給与の特例に関する条例の制定について。

本案につきましては、平成19年4月から平成20年3月までの1年間を期限として実施しておりました特別職の給料の一部削減を、改めて本年4月から町長任期満了の11月16日を期限として実施しようとするものでございます。板倉町の逼迫した財政状況並びに全国的に進められている公務員における給与構造改革の計画

的な実施が図られていることを踏まえ、この条例を制定するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[ 総合政策課長（小野田吉一君）登壇 ]

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、議案第2号 町長等の給与の特例に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

町長等の給与の特例に関する条例でございますが、この条例の特例期間としましては平成20年4月1日から町長任期が満了する平成20年11月16日までの約8カ月半となっております。内容としましては、第1条で町長及び副町長の給料額を町長及び副町長の諸給与条例第3条の規定にかかわらず、町長にあっては同条第1号に定める給料月額79万5,000円から100分の80を乗じて得た額、63万6,000円、副町長にあっては同条第2号に定める給料月額から100分の90を乗じて得た額とするものでございます。

また、第2条で教育長の給料月額の特例といたしまして、教育長の給料の月額を特例期間において教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額59万3,000円から100分の90を乗じて得た額、53万3,700円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[ 「なし」と言う人あり ]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[ 「なし」と言う人あり ]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[ 挙手全員 ]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第3号 板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について

○議長（荻野美友君） 日程第8、議案第3号 板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[ 町長（針ヶ谷照夫君）登壇 ]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第3号 板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定について。

地域における主体的かつ計画的な企業立地促進等の取り組みを支援し、地域経済の自立的発展の基盤強化を図ることを目的に企業立地促進法が平成19年6月11日に施行されております。この法律に基づき群馬県と県内30市町村、これは板倉町も加入しておりますが、共同で基本計画を策定いたしております。その後基本計画を国へ提出、協議した結果、平成19年10月17日に県内30市町村が集積区域として同意を受けております。本町が同意集積区域として指定されたことから、町内に立地する企業に対して地方税の優遇措置として、固定資産税の課税免除を実施するために必要な条例の制定をするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[ 生活窓口課長（荒井英世君）登壇 ]

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、議案第3号 板倉町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定資産税の課税の特例に関する条例の制定につきまして具体的にご説明申し上げます。

本条例案の経緯と目的などにつきましては、先ほどの提案理由のとおりですので、条例本文に即しまして説明させていただきます。

まず、趣旨。第1条ですが、この条例は、地方税法第6条第1項の規定とありますが、この地方税法第6条第1項の規定といたしますのは、公益などに係る課税免除及び不均一課税の規定でございます。

それから、飛びまして5行目にいきます。当該承認企業立地計画に係る法第5条第5項の規定による同意を得た基本計画、下へ飛びまして基本計画における集積地区。上の段の第5条第5項というところですが、これは集積業種として指定する業種です。それから、同意を得た基本計画とありますが、これは先ほどのアナログ、それから基盤技術、それから健康科学、その3計画を指しております。その基本計画における集積地区、9行目にいきます。集積地区に属する事業のための施設のうち、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令第3条に定めるものを同意集積区域内に設置した事業者に対する固定資産税の課税の特例について必要な事項を定めるものとするとなります。要約しますと、アナログ、基盤技術それから健康科学など3つの基本計画に基づく事業者が板倉町に立地した場合に、固定資産税の課税の特例を定めるというものです。

下のほうで、固定資産税の課税免除、第2条です。固定資産税の課税免除ですが、ここでは平成19年10月17日から起算して5年以内、5年以内ですから平成24年10月16日になります。1枚めくっていただきまして、5年以内に対象施設を設置したものについて家屋、土地などに対して課する固定資産税につきまして、3年度分に限り免除するというものです。

第3条以降は、課税免除の申請とか取り消しとかそういったものですので、省略いたします。

固定資産税の課税免除につきましては、企業立地促進法によりまして地方交付税措置がとられております。その条件といたしまして、取得価格が製造業で5億円、非製造業で3億円を超えるもので、減収された分に

つきましては地方交付税で補てんされることになっております。したがって、3カ年は減収になりますが、交付税で補てんされますので、結果的に増えも減りもしないという現状維持ということになります。

この条例につきましては、平成20年4月1日から施行したいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第4号 板倉町後期高齢者医療に関する条例の制定について

○議長（荻野美友君） 日程第9、議案第4号 板倉町後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第4号 板倉町後期高齢者医療に関する条例の制定について。

本案につきましては、国の医療制度改革により平成20年4月に施行される高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度の設立に伴い、板倉町が行う後期高齢者医療事務について必要な事項を定める条例の制定でございます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

〔健康福祉課長（小野田国雄君）登壇〕

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第4号 板倉町後期高齢者医療に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

まず、第1条の目的でありますけれども、板倉町が行う後期高齢者医療の事務について定めるものであります。

第2条、事務の内容でありますけれども、1ページから2ページにまたがりまして、1号から8号までの事務を定めております。主に窓口業務の事務を行うことの定めになります。

第3条、保険料を徴収すべき被保険者でありますけれども、町が保険料を徴収する被保険者は板倉町に住所を有する75歳以上の被保険者と定めるものであります。

第4条、普通徴収に係る保険料の納期でありますけれども、8期にするものであります。

3ページをお願いいたします。第5条、保険料の督促手数料でありますけれども、50円とするものであります。

第6条、延滞金でありますけれども、県内一律年14.6%とするものであります。

第7条から9条、罰則でありますけれども、10万円以下の過料につきましては法の定めによるものであります。

4ページをお願いいたします。附則でありますけれども、1項、施行期日でありますけれども、この条例は平成20年4月1日から施行するというものであります。

2項、延滞金の割合の特例であります。

3項、4項とありますけれども、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例でありますけれども、平成20年4月から9月の保険料は免除されるため、納期は10月以降の5期とするものであります。

以上であります。よろしくお申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第5号 板倉町保育園設置条例の全部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第10、議案第5号 板倉町保育園設置条例の全部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第5号 板倉町保育園設置条例の全部改正について。

本案につきましては、保育園統合民営化事業に伴い、児童福祉法の規定に基づき、保育に欠ける児童を民間保育所等へ委託するために必要な条例の整備を行うものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第5号 板倉町保育園設置条例の全部改正についてご説明を申し上げます。

ただいま町長の提案理由にありましたように保育園統合民営化事業に伴い、条例を整備するものであります。改正の要点のみ説明をさせていただきます。

第4条、民間保育所への委託でありますけれども、まず第1項、保育に欠ける児童のうち、必要と認める者については、その保育を民間保育所へ委託することができると改正するものであります。

次に、第2項になりますけれども、町長が委託することのできる民間保育所は、別表第2に掲げる保育所とするものであります。

2ページをお願いいたします。別表第2、名称でありますけれども、そらいる保育園。位置、板倉町朝日野3丁目7番地1号。設置者、社会福祉法人赤い鳥保育会であります。

次に、第6条、委託料でありますけれども、保育を委託した場合は、町はその保育に必要な費用を法の定めるところにより、設置者に支払うものとする改正をするものであります。

附則でありますけれども、この条例は平成20年4月1日から施行するというものであります。

以上であります。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第5号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第6号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第11、議案第6号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]



○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第6号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について。

本案につきましては、主に乳幼児の県補助対象の拡大、老人保健法の廃止並びに高齢者医療確保法の成立及びその他の制度改正等に伴いまして、板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第6号 板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

ただいま町長の提案理由にありましたように、主に乳幼児の県補助対象拡大及び制度改正に伴いまして板倉町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正するものであります。

改正の要点のみ説明をさせていただきます。まず、第1条でありますけれども、「乳幼児」を「子ども」に改めるものでありますけれども、小学生が新たに対象者になることから、乳幼児では表現としてなじまないことから改めるものであります。

第2条でありますけれども、「老人保健法」が廃止になりまして「高齢者の医療の確保に関する法律」の制定に伴い、法律の名称変更及び文言の削除、文言の整理を行うものであります。

第3条1号、支給対象者とありますけれども、現在入院、通院等に小学校就学前まで無料化をしておりますけれども、県の補助拡大に伴いまして支給対象者を小学校を卒業するまでの児童及び医療機関に入院して医療を受ける中学生までと対象者を拡大することから、条例の一部を改正するものであります。

2ページをお願いいたします。第6条、受給資格者証の提示でありますけれども、まず第6条の上の段に4項がありますけれども、「入院する中学生にあっては、支給対象者としての要件を満たすこととなった時点において町長の認定を受けたものとみなし、受給資格者証は交付しない」ということでありますけれども、第6条では小学生につきましては申請をしていただきまして、町長の認定を受けた者に受給資格者証が交付されますので、医療機関において医療を受ける場合は、保険証と一緒に受給資格者証を提示しなければならないというものであります。

附則でありますけれども、この条例は平成20年4月1日から施行するというものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[ 挙手全員 ]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第7号 板倉町敬老祝金支給条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第12、議案第7号 板倉町敬老祝金支給条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[ 町長（針ヶ谷照夫君）登壇 ]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第7号 板倉町敬老祝金支給条例の一部改正について。

本案につきましては、敬老祝金以外の敬老事業が年度、すなわち4月から翌年3月での年齢を基準にしていることに対しまして、従来から暦年、1月から12月を基準としておりました敬老祝金の受給資格をその他の敬老事業の基準に統一するために、当該年度内に75歳以上となる者に改正するものでございます。

また、このことに準じまして年額5,000円の敬老祝金支給対象者の年齢を当該年度内に85歳以上となる者に改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 4番の石山です。

今まで、議案第7号まで来ているわけなのですが、お尋ねしますけれども、この規約というのは群馬県は市町村が35とかあるというのですけれども、大体一致している、そういう中の改正の方向性というのは同じ条件の中でやるということが前提になっているということでしょうか、その辺だけ伺います。要するに、板倉町だけではなくて、群馬県じゅうが大体同じ流れの中にあるということですか。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[ 健康福祉課長（小野田国雄君）登壇 ]

○健康福祉課長（小野田国雄君） ただいまの議案第4号の後期高齢者の条例関係、あるいは保育の関係、福祉医療の関係の説明をさせていただきましたけれども、県で統一されている条例もありますけれども、それ以外のただいまの敬老祝金の支出等については、各町独自の条例の内容だと思います。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） どうせこういう法令とか条例をつくっていただくのであれば、やはり将来は合併を見据えたまちづくりというのが基本になると思いますので、特に町長さんにはその辺のところを広域の中で、そういう福祉政策なり、あるいは企業の立地に対する固定資産税なりの条文化については、同一歩調をとっていただきたいと、そのようにこちらで要望を申し上げたいと思います。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は10時15分といたします。

休 憩 （午前 9時57分）

---

再 開 （午前10時15分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。

---

○議案第8号 板倉町総合老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第13、議案第8号 板倉町総合老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第8号 板倉町総合老人福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

本案につきましては、当センターが高齢者福祉を増進する施設だけでなく、介護予防事業の拠点となってきたことから、当センターの事業内容に「介護予防」を追加するものでございます。

また、当センターの指定管理者であります板倉町社会福祉協議会の機構改革に伴い、当センターにおける事務事業の見直しによる人件費並びに運営管理費の削減及び利用方法の再検討により、休館日を変更するための改正でございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

- 議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。  
これより議案第8号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

- 議長（荻野美友君） 挙手全員であります。  
よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。
- 

○議案第9号 板倉町国民健康保険条例の一部改正について

- 議長（荻野美友君） 日程第14、議案第9号 板倉町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

- 町長（針ヶ谷照夫君） 議案第9号 板倉町国民健康保険条例の一部改正について。

本案につきましては、出産育児一時金及び葬祭費の支給に関し、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、これに相当する給付を受けた場合には給付を行わないとする項目の追加により、二重払いを避けるための改正でございます。

また、平成20年度から特定健康診査等の実施が国保保険者の義務になることから、保健事業に新たに特定健康診査等を行うものとする旨を追加するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（荻野美友君） 説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

- 議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

- 議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。  
これより議案第9号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

- 議長（荻野美友君） 挙手全員であります。  
よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。
- 

○議案第10号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について

- 議長（荻野美友君） 日程第15、議案第10号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[ 町長（針ヶ谷照夫君）登壇 ]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第10号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正について。

本案につきましては、国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税後期高齢者医療制度の創設に係る条例の改正を行うものでございます。

内容につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険税の賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加するとともにその算定額基準等を定めることと、保険税の特別徴収の方法を新たに追加するための改正でございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[ 生活窓口課長（荒井英世君）登壇 ]

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、議案第10号 板倉町国民健康保険税条例の一部改正につきまして細部説明を申し上げます。

先ほどの提案理由のとおり、1つ目には国民健康保険税の賦課額に後期高齢者支援金等課税額、それからその算定額基準等を追加する改正でございます。

2つ目には、65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主に対しまして課する国民健康保険税を原則といたしまして、特別徴収するということです。条例に則しまして、その2点の部分だけ説明申し上げます。

まず、第2条とありますが、この第2条、これは課税額の条文です。第2条第1項中「要する費用」とありますが、要する費用というのは国民健康保険に要する費用ということです。

それから、下にいきます。高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金等、下の後ろのほうにいきます。支援金等の次に、及び後期高齢者支援金等課税額、5行目にいきまして、課税額を加えとあります。これは、後期高齢者支援金等の次に後期高齢者支援金等課税額を加えたということから、この支援金の位置づけですけれども、もう法律に基づく負担金としての位置づけがここでなされたということですので。

それから、3項ですけれども、第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とするということですので。4方式とするということですので。

それから、下の方ですけれども、第5条の3です。ここで、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額のまず所得割額ということですので。前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.2を乗じて算定する。これは、所得割額です。

2ページをお願いします。次の資産割額です。第5条の4です。第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の8を乗じて算定する。これは資産割額です。

それから、次の被保険者均等割額です。第5条の5です。被保険者1人について8,000円とするということですので。

それから、世帯別平等割額です。第5条の6です。1世帯につきまして6,000円とするということですので。

それから、飛びまして特別徴収、第12条です。国民健康保険の納税義務者が老齢等年金給付、1行飛びまして、老齢等年金給付の支払いを受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主、2行飛びまして、世帯主である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収するという事です。この65歳以上の特別徴収の条件なのですが、主に同一世帯の国保加入者全員が65歳以上の世帯の世帯主である場合、それから介護保険と同じなのですが、年金額18万円以上の方、それから国保、介護保険料との合算が年金額の2分の1を超えていないことという、こういう条件があります。

それから、次の13条以降なのですが、これにつきましては仮徴収等の条文ですので、省略させていただきます。

この条例につきましては、平成20年4月1日から施行したいと考えております。

以上ですが、よろしく願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第11号 板倉町介護保険条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第16、議案第11号 板倉町介護保険条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第11号 板倉町介護保険条例の一部改正について。

本案につきましては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担の算定等に関する政令の一部改正の施行に伴い、板倉町介護保険条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、平成16年及び平成17年の税制改正に伴い、介護保険料が急激に上昇する者について、平成18年度及び平成19年度に講じた介護保険料の激変緩和措置を平成20年度についても延長するための改正でございます。

なお、細部につきましては、担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りま

すようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第11号 板倉町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

ただいま町長の提案理由にありましたように平成18年度及び平成19年度に講じていました介護保険料の激変緩和措置を平成20年度につきましても延長するため、板倉町介護保険条例の一部を改正するものであります。

改正の要点のみ説明をさせていただきます。附則第3条の見出し中、「及び平成19年度」を「から平成20年度までの各年度」に改め、同条に次の1項を加えるものであります。このことにつきましては、税制改革によりまして低い率の保険料から高い率の保険料へ移行してしまう被保険者に激変緩和措置としまして、基準額に掛ける率を平成20年度も延長するものでありますので、平成20年度も平成19年度と同じ保険料とするものであります。1号から7号まで額が定めてありますけれども、内容につきましては昨年と同じ内容でありますので、省略をさせていただきます。

附則でありますけれども、この条例は平成20年4月1日から施行するというものであります。

以上で説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第12号 板倉町文化財保護条例の一部改正について

○議長（荻野美友君） 日程第17、議案第12号 板倉町文化財保護条例の一部改正についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第12号 板倉町文化財保護条例の一部改正について。

本案につきましては、文化財保護法の一部改正に基づきまして、文化的景観を文化財として新たに追加す

るものでございます。

また、板倉町指定文化財の指定同意、変更、解除等につきまして手続を明確にするため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第13号 平成19年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（荻野美友君） 日程第18、議案第13号 平成19年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

〔町長（針ヶ谷照夫君）登壇〕

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第13号 平成19年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,549万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億1,204万2,000円とするものでございます。また、繰越明許費の追加、債務負担行為及び地方債の補正をあわせて実施するものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金に141万円、財産収入に449万4,000円、寄附金に4万9,000円、諸収入に627万3,000円をそれぞれ追加し、町税を230万円、地方特例交付を287万円、使用料及び手数料を400万円、国庫支出金を336万6,000円、県支出金を29万2,000円、繰入金を2,989万5,000円、町債を2,500万円それぞれ減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に432万6,000円、商工費に2万円、諸支出金に40万5,000円をそれぞれ追加し、議会費を161万9,000円、民生費を497万2,000円、衛生費を1,211万2,000円、農林水産業費を1,509万円、土木費を1,071万7,000円、消防費を950万3,000円、教育費を561万8,000円、公債費を61万7,000円それぞれ減額するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。



○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[ 総合政策課長（小野田吉一君）登壇 ]

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、議案第13号 平成19年度板倉町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明をさせていただきます。

平成19年度板倉町の一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,549万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,204万2,000円とするものでございます。

繰越明許費につきましては、第2表の繰越明許費によるものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、第3表の債務負担行為補正によるものでございます。

また、地方債の補正につきましては、第4表の地方債の補正によるものでございます。

2ページをお開きいただきたいと思います。第1表の歳入歳出予算の補正につきましては、ただいま町長の提案理由でご説明してございますので、ここでは省略をさせていただきたいと思います。

6ページをお願いいたします。第2表の繰越明許費でございます。2款の総務費、1項の総務管理費、地域情報通信基盤整備推進事業3,644万8,000円でございますけれども、ご存じのとおりケーブルテレビの北地区と南地区のエリア化の事業でございますけれども、申請手続は整っておったのですけれども、総務省のほうの交付決定が大分おくれました。このことによりまして、3月末で事業が完了できないということで繰り越しをさせていただくものでございます。

8款の土木費、2項の道路橋梁費では、地方道路交付金事業の町道1 12号線、公園通り線でございますけれども、3,470万円を繰り越しいたします。

また、その下の町単独道路整備事業1億237万円を繰り越しいたします。これは、板倉分署の移転に伴います町道の6166号線の新センター地区の取り付け道路に係る事業費が約9,000万円あるわけですが、このほか2路線分を繰り越しするものでございます。

それから、9款の消防費、1項の消防費、板倉分署移転事業1,200万円でございますけれども、この関係につきましては予定されている新センター地区の移転場所に隣接しています私有地、民間の土地の買収ができて、そのところがまだプレロード工事を行ってございませんので、プレロード工事を含む繰り越しということでございます。

次に、7ページの第3表の債務負担行為補正でございますけれども、一般廃棄物収集運搬業務委託料、補正前は3カ年で7,800万円、補正後は平成20年度のみで2,600万円。それから、板倉町資源化センター操業委託料、こちらも3カ年で8,646万円を補正後は平成20年度、1カ年の2,882万円とするものでございまして、12月の定例会で3カ年で議決をいただいたものです。長期継続契約を生かそうとしたものなのですけれども、業者のほうとの協議の中で、単年度の契約としたいということでの補正でございます。

それから、グループウェア導入事業は、平成20年度は100万円。これは、職員がパソコンで今イントラネット、庁内と出先の機関はパソコンがつながっているわけですが、そちらのほうでグループウェアとして使っています羅針盤というものがもう7年経過をしております、こちらの保守ができなくなるということです。来年度新しいグループウェアを導入したいというふうな考えでありますので、今回債務負担を計上させていただきました。

それから、文書管理システム導入事業、こちらと同じで7年経過しています。こちらが400万円なのですが、こちらもやはり古くなってございますので、20年度に新たな文書管理。20年度の文書管理につきましては、電子化も含めてちょっと検討をしたいというふうに思っています。

次に、8ページをお願いいたします。第4表の地方債の補正でございます。一般公共事業債、補正前は4,780万円だったものを2,280万円に補正をするものなのですが、こちらは9月の定例会の際に内郷の土地改良事業の負担金の起債と合わせてニュータウンのアクセス道路、こちらの分も町負担分があるわけなのですが、それを合算して起債がとれるであろうというふうに思っていました。ところが、実質内郷の土地改良事業分のみでの起債であるということになりまして、大変恐縮なのですが、内郷の分だけということで2,280万円に減額の地方債の補正をさせていただくものでございます。

続いて、11ページをお願いいたします。こちらは歳入になりますけれども、第1款町税、第2項の固定資産税、1目の固定資産税で滞納繰り越し分の212万5,000円の減額でございます。

続いて、第9款の地方特例交付金、第2項の特別交付金、1目の特別交付金が、交付額の決定によるもので287万円の減額となっています。

また、12款の分担金及び負担金、第2項の負担金、1目民生費負担金では、広域入所児童受委託負担金53万2,000円の追加。16名だったものが18名に増えたということでございます。

12ページのほうへまいりまして、3目の農林水産業費負担金、邑楽東部第一排水機場維持管理費負担金が87万8,000円の追加でございます。こちらは、館林市それから藤岡町の負担金が確定したための追加という歳入でございます。

それから、13款の使用料及び手数料、第2項の手数料、2目の衛生手数料につきましては、指定袋売り払い手数料が400万円の減額、これは実績によるものでございます。

続いて、13ページにまいりまして第14款国庫支出金、第2項の国庫補助金、1目の民生費国庫補助金では、障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業交付金が192万4,000円の減額となっています。これは、国からの補助金が県の補助金のほうへ移行されたための減額でございます。それから、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金で78万7,000円の追加、保険料徴収システム導入の補助でございます。

次に、第3項の国庫委託金、3目の農林水産業費国庫委託金でございますけれども、邑楽東部第一排水機場の管理費の委託金が2,009万2,000円の減額と。これは、事業費が確定したことによる減額でございます。

続いて、14ページをお願いします。こちら第15款の県支出金、第2項の県補助金で2目の民生費県補助金、一番上にあります原油価格高騰緊急対策補助金ということで、80万円の追加でございます。こちらは、県が2分の1を補助するというものでございます。

それから、第5節にいきまして、福祉医療費の補助金ということで乳幼児医療補助金から母子、父子家庭の医療費補助金など合わせて121万8,000円の追加というふうになってございます。こちらは、医療費の増大によるものということでございます。

続いて、16ページをお願いいたします。こちらのほうで、真ん中の第16款財産収入、第2項の財産売却収入、1目不動産売却収入ということで、不動産の売却収入214万3,000円の追加でございます。こちらは、粕谷地区にタイガーカワシマという企業が進出をしましてまいりました。そちらの中にあつた赤道の売却によるものが1件、そのほか2件、3件分の法定外の公共物の不動産売却の収入でございます。

続いて、17ページ、一番上の第18款繰入金、第1項特別会計繰入金、3目の老人保健特別会計繰入金でございますけれども、こちらは平成18年度の精算金としまして676万5,000円の追加でございます。それから、4目の国民健康保険特別会計繰入金、こちら平成18年度の精算金として196万2,000円の追加でございます。

続いて、第2項の基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、こちらが2,500万円の減額でございます。

次に、2目の減債基金の繰入金、こちらは44万9,000円の減額でございます。3目のふるさとづくり事業基金繰入金が17万3,000円の減額、4目の公共施設等整備維持基金繰入金が1,300万円の減額となっています。財調につきましては、実際に繰入金額を調整させていただいています。減債基金については端数の調整でございます。公債費等の返還額等も含めての端数の調整でございます。ふるさとづくりについては、利子の収入分を基金から取り崩すのを減らしたという減額です。公共施設の維持基金につきましては、保育園と中央公民館の工事に充てられた取り崩しを入札差金があったものですから、その分を減額させていただいたというものでございます。

続いて、18ページをお願いいたします。第20款の諸収入の第5項の雑入、3目雑入では、農産物直売所納付金としまして209万6,000円の追加。それから、一番下に防火水槽移転補償金359万7,000円の追加ということで、これは県道の斗合田 岩田 岡里線の拡幅で防火水槽が当たってしまった移設工事に係るもので、館林土木事務所のほうからの補償金になっております。

それから、第21款の町債、第1項町債、2目の農林水産業債ということで、一般公共事業債の県管内郷土地改良事業で、先ほど地方債のところの説明しましたけれども、2,500万円の減額をさせていただくものでございます。

続いて19ページ、こちらは歳出になります。第2款の総務費、第1項の総務管理費、1目の一般管理費で説明のほうの一番下にございます退職手当負担金1,046万5,000円の追加ということで、退職者、勸奨退職者2名、定年退職者2名ということで4名おります。その負担金の追加分ということでございます。

続いて、22ページをお願いします。こちらは、2つ目の13目の交通対策費、丸の上から2つ目で交通安全施設及び環境整備事業ということで、一番下にございます道路警戒標示設置工事費60万円の追加とあります。これはフジ食品株式会社の東のバイパスの交差点に信号機を設置予定です。交差点に信号機をつけるとなると、これまで一時停止等の交通規制がかかっていたものを除去したりとかというような工事がございます。その辺の信号機がつくまでの準備工事に係る経費でございます。

それから、一番下の路線バスの運行事業で、こちらでは路線バス運行費負担金で130万円の追加ということで、バスの燃料費の高騰などによる増となっております。

続いて、23ページ、すぐ下の16目の基金費、基金管理ということで176万2,000円の追加ということで、こちらにつきましては基金の財産運用の収入で、これまでペイオフ関係で決済性の預金としていたものを普通預金にかえたという利子分を基金へ、各基金へ利子分を積み立てるものでございます。

続いて、25ページをお開きいただきたいと思えます。第3款の民生費、第1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費、こちらのほうでは2つ目の丸がありますけれども、国民健康保険特別会計繰出金433万9,000円の追加、これは激変緩和措置対応システム改修委託料分を含むものでございます。

続いて、灯油購入費補助事業ということで160万円の追加。先ほど歳入でこの2分の1の80万円が県の補助金のほうで計上されておりましたけれども、320世帯、低所得者灯油購入費、1世帯5,000円ですので160万

円の追加ということで計上させていただいております。

続いて、2目の高齢者福祉費では、一番下の丸で後期高齢者医療ということで、群馬県後期高齢者医療広域連合負担金で107万7,000円の追加となっております。

26ページ、次のページにまいりまして、2目の高齢者福祉費、こちらのほうでは老人保健特別会計繰出金119万7,000円の追加です。医療費の増加分ということです。介護保険特別会計繰出金が70万4,000円の追加、これシステム改修費分と。それから、後期高齢者医療制度システム開発事業で78万8,000円の追加、これは開発に伴う委託料でございます。

次に、そのすぐ下の4目の福祉医療費、福祉医療費支給事業ということで、下から4行目、重度心身障害者の医療扶助75万円の追加、高齢重度障害者医療扶助75万円の追加、母子・父子家庭医療扶助75万円の追加、乳幼児医療扶助75万円の追加と、いずれも医療費の増加によるものでございます。

27ページにまいりまして、今度は第2項の児童福祉費、2目の児童措置費でございます。保育園の広域入所受委託事業ということで、運営費で157万円の追加でございます。歳入で申し上げましたけれども、16人予定のものが18人に入所が増えたというものでございます。

28ページをお願いします。こちらの方では、3目の保育園費、保育園建設整備事業で一番下にあります新設保育園建設工事費1,600万円の減額、最終的に工事費が確定したのものによる減額でございます。

続いて、30ページをお願いします。第4款の衛生費、第2項の清掃費、2目のじんかい処理費、一番上の資源化センターの管理運営事業ということで、下の方にいきましてR D Fの運搬委託料、こちらが200万円の減額、これは出荷量が減ったということの減額です。

続いて、下から2番目の丸のところに資源ごみ処理委託事業、資源ごみ処理委託料が250万円の減額、こちらも資源ごみの処理量の減によるものでございます。

続いて、31ページの一番上の一般廃棄物収集運搬事業で委託料が120万円の減額、それから最終処分の処理事業で資源化センター残渣処分委託料170万円の追加、こちらは逆にカッターとかごみを砕くものなのですけれども、そちらの摩耗が激しくてごみがきちんと細かくできなかつたということで、そうするとやはり残渣が多くなるわけです。そちらの残渣を、最終処分ですので、これは業者に委託するしかないものなのですけれども、こちらが増えたと、残渣量が増えたということの追加でございます。

続いて、32ページにまいりまして、第6款の農林水産業費、第1項の農業費、2目の農業総務費、2つ目の丸で農業農村応援事業（農用地利用集積促進事業）ということで、認定農業者の農用地利用集積促進奨励金が448万円の減額、一部集積が集積まで至らなかったということからの減額でございます。

3目の農業振興費、2つ目の丸でコスモス団地形成事業、コスモス団地形成事業の町負担金414万円の減額です。事業費が確定したことによる減額でございます。

33ページにまいりまして5目の農地費、上から2つ目の丸で県営内郷土地改良事業費負担金220万円の減額。こちらは、生態系の池があるわけです。こちらの保全整備事業負担金の減額によるものということでございます。それから、1つ飛んで上から4つ目の丸で国営附帯県営農地防災事業で、事業負担金93万1,000円の追加となっております。

続いて、34ページをお願いします。一番上の丸で小規模土地改良事業細谷地区、こちらでは排水路の工事費130万円の追加、工事延長の増加による工事費の増ということの追加でございます。

続いて、35ページにまいりまして、第8款の土木費、第2項道路橋梁費、3目の道路新設改良費でございますけれども、2つ目の丸、町単独道路整備事業ということで各路線がございます。黒ぼつの上から2つ目、1180号線682万円の追加、続いて36ページをお開きいただきたいと思うのですが、こちらのほうでは上から6つ目の黒ぼつで7080号線、815万円の追加、それから6166号線の2,432万円の追加とあります。ほかの路線は減額になっておるのですが、建設グループのほうで予定されていた路線の補償費等を現在行っている工事途中の路線へ集中して振りかえて、限られた予算での投資効果を図ろうということの減額と追加となっております。

それから、38ページをお願いします。こちらは第4項の都市計画費、2目の公園費、上から3つ目の丸で西丘神社の周辺整備事業、こちらは詳細設計の委託料を19年度で計上しておったのですが、20年度で町職員が直営で測量設計を実施したいということで、経費の削減を図るものでございます。570万円の減額ということになってございます。

それから、3目の下水道費、下水道事業特別会計繰出金502万9,000円の減額、使用料の増収あるいは施設の定期点検などのそれらを若干減らせたということもございましての減額となっております。

4目の開発費、2つ目の丸、(仮称)川入東地区土地区画整理組合支援事業ということで、組合設立の助成金2,000万円の減額でございます。こちらは組合設立目標の同意率が95%に達しなかったため、減額をしたものでございます。

続いて、5目のニュータウン事業費では、一般経費ということで一番下にございます工事負担金262万5,000円の減額でございます。これは、保育園用地の電気、電話、水道の新設を計上しておったのですが、保育園の建築工事の中でそれらを賄えたということで、こちらでは減額をさせていただいています。

続いて、39ページの第9款消防費、第1項消防費、1日常備消防費、板倉分署移転事業ということで用地購入費157万5,000円の減額ということでございます。これは、民間の私有地がそのときは価格が決定していなかったものですから、買収価格が決定したことによって見込みより安く買えたということです。その減額でございます。

続いて、40ページをお願いします。4目の防災対策費、防災対策事業ということで大高島の防災センターなのですが、そちらの調査設計委託料ということで600万円ほど計上しておったのですが、国交省との協議、打ち合わせの中で、設計については平成20年度の水防センター全体の建築費と合わせて一緒に負担としたいということでございますので、平成19年度は支出の予定はないということで減額をさせていただいています。

以上、議案第13号 平成19年度板倉町一般会計補正予算(第5号)の説明とさせていただきますけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(荻野美友君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

石山徳司君。

○4番(石山徳司君) 4番の石山です。

町の大事な財源であります町税の中の固定資産税が、平成19年度は予想より減っているという文面があるのですが、2ページ、240万円何ぼという世界ですけれども、これ何が原因だったかちょっと伺いた

いのですけれども。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） 固定資産税212万5,000円の減額分ですね、これはアパートの経営者がいるのですけれども、その方が2人ぐらいいるのですが、それがちょっと経営不振ということで、それが原因です。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 8ページをちょっと見てください。

この地方債の補正というところの利率というところですから、このことでちょっと説明いただきたいのですけれども、5%以内、「ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率」という、これどういう意味なのかこの辺のところを。先ほどの水道会計にもこれと同じ文言があったのですけれども、これは具体的にはどういうことなのか、ご説明いただければと思うのですけれども。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） 地方債におきましては、その借入額と、それと借入れの限度額、それと償還の方法、それと利率というものを議会で承認をしてもらうのですよという決めがあります。5%以内、今の大体利率を見れば5%以上というのはありません。ですから、5%以内で、その5%以内なのだけれども、実際に借入れをするとき、今回の水道事業ですと2月です。そのときに、政府資金であるとかそういったところで借りるときに、では利率は幾らですと協議をするわけです。その協議があるものですから、ここではこういった表記になっているというご理解をいただければというふうに思います。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） そうしますと、これは具体的には協議したときの利率というのは、ケース・バイ・ケースでその都度違ってきます。ある程度、これはいろいろ借入れ先があるのでしょうか、そのことの相対で決まってくるということなのでしょうか。

それで、具体的には、今の水道借入れも含めて、どのぐらいで今大体、一般的な利率を導入しているのか、借入れ利率を受け入れているのか伺いたいのですけれども。期間とか金額とか、いろいろそれによって違って来るのかもしれないのですけれども。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） 今議員さんが言ったように、利率については今回の2月の水道への出資債の利率を今ちょっと調べさせます。実際の利率を今お答えしたいと思うのですけれども、調べさせていただきたいと思います。

借入れ先、県を通して県が窓口になるわけですから、直接相手方と板倉町が協議をするわけではないので、県が間に入っての調整で、その都度、その時代の金利、国が定めている公定金利がありますね、その辺も含めての金利を設定するわけです。板倉が、これでは高いだとかそんなことは言えないのです。

でも、このところちょっと利率が上がりましたけれども、その前は大体2%前後で借り入れはしていましたので、今正確な数字は出せると思いますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） それは、償還期間が20年とか、そういうものを2%なら2%公定でやられるわけですか、そういうこと。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[ 総合政策課長（小野田吉一君）登壇 ]

○総合政策課長（小野田吉一君） そうですね、起債の場合は元金は3年据え置きで20年償還とか30年償還とかいろいろあります。それは、こちらで選べます。ですから、その起債の管理の中で、この大きい金額についてはある程度長いスパンで返そうとか、小さいのは早く返してしまおうとか、それはほかの公債費も含めて自分らで検討して決定をしています。

○議長（荻野美友君） 宇治川利夫君。

○5番（宇治川利夫君） 5番、宇治川です。

3点ほど伺いたいのですけれども、収入の関係で18ページ、雑入なのですけれども、農産物直売所の納付金ということで追加で200万円ちょっとあるのですけれども、これは季楽里の関係で売り上げが伸びたということで、こういう形になっているのか。

それと、歳出関係、31ページの資源化センターの関係なのですけれども、先ほど課長の説明によりますと、破砕機の関係で残渣が今回かなり出たというふうな形で、追加で170万円出ているのですけれども、これは残渣処理1トン当たりどのぐらいかかっているか、量と。

それと、もう一点については西丘神社周辺、これは38ページ。ここの設計委託料は、町の職員の方がやられるということで大変減額になるというのは、今の財政から考えるといいことだと思うのですけれども、この設計するに当たって前に北地区の議員、あるいは区長さん等を集めた中で説明を受けているのですけれども、それと同じ形、設計ですからこの図面も前に出されているのですけれども、同じ形で計画されるかと思うのですけれども、もう少し具体的に職員がやる部分について説明をいただければと思います。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[ 建設農政課長（中里重義君）登壇 ]

○建設農政課長（中里重義君） それでは、私から最初の質問でございます季楽里からの納付金の関係をご説明させていただきます。

ここにあるとおり209万6,000円の追加につきましては、季楽里の運営にかかわりますいわゆる収益、手数料収入、これが売り上げの伸びによりまして増加したという状況がございます。この今回の補正を合わせますと、総額で409万6,000円を納付金として町一般会計、雑入で受け入れをいたしました。この内容につきましては、職員の超勤手当及び期末勤勉手当相当額ということでございます。

今後も売り上げの増加を図りつつ、可能な限り一般会計のほうへ納付ができればというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[ 生活窓口課長（荒井英世君）登壇 ]

○生活窓口課長（荒井英世君） 資源化センターの残渣の関係なのですけれども、まず処理量ですが、1トン当たり5万6,385円です。

この残渣が増えたというあれですけれども、破砕機の歯が摩耗して切れないというのが要因です。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[ 総合政策課長（小野田吉一君）登壇 ]

○総合政策課長（小野田吉一君） 西丘神社の設計に関しましては、これまで地元の議員さん、それから区長さんにもお入りいただいて検討委員会ですか、そういった組織の中で検討してきたのですけれども、それが西丘神社のある高台の部分と西側の低い部分も含めての計画を今後やっていこうということだったのですけれども、非常に財政が厳しい中で、西側の低い部分については多目的な用途、地元でこれが欲しい、あれが欲しいというものがなかなか委員会の中では出ていなかったということでしたので、とりあえず上の部分を今回これから整備していこうと。

その後、地元あるいは財政的にも余裕ができれば、その低い部分の利活用は考えていこうということで、上の部分についての設計、測量を職員がやっていこうというものでございます。

○議長（荻野美友君） 宇治川利夫君。

○5番（宇治川利夫君） 最初の季楽里の関係は、今課長のほうから説明を願って、売り上げが伸びて職員の方々に対するというようなことで大変いいことだと思うのですけれども、この前総合農政を開いた中で、季楽里に対しまして総合農政のほうからテント代だとかいろんなものを含めて、数字的にちょっとはっきりした記憶ではないのですけれども、多分50万円ぐらいの補助金をという形で出ていたと思うのです。あの場でもちょっと申したのですけれども、やはり季楽里は単独事業でこれから町も進めているし、最初のスタート時点でもそういう形で進めておったので、こういう形で売り上げが伸びてくるのだとすれば、総合農政のほうからの補助金の枠も縮小してもいいのではないかなと思うのですけれども、今後のそれは課題として一応お願いしたいと思っております。

それと、荒井生活窓口課長のほうから話がありました破砕機の歯が減ってしまって切れないのだということで、残渣が多く出ているということなのですけれども、やっぱりそこは投資対効果で、経費をかけまして残渣を出さなくて済むのだとすれば、どちらが安くいくかということで、その辺もお願いしたいと思います。よくわかりましたので、お願いしたいと思います。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[ 総合政策課長（小野田吉一君）登壇 ]

○総合政策課長（小野田吉一君） 先ほど青木議員さんの質問で水道特別会計への出資債なのですけれども、10年の償還期限で1.5%の利率で借入れを起こしてございます。

○議長（荻野美友君） 石山甚一郎君。

○9番（石山甚一郎君） 9番、石山です。

16ページの歳入の関係なのですが、これは16款不動産売却収入、この飯島山のタイガーカワシマの件だと思うのですが、この赤道と先ほど説明があったのですが、これはメートルとか面積的にどのくらいあったかわかりますか。それ調べていなければ結構ですけれども、後ほどでも。ひとつよろしくお願いいたします。



○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[ 総合政策課長（小野田吉一君）登壇 ]

○総合政策課長（小野田吉一君） 今ちょっと調べさせていただきます。済みません。

○議長（荻野美友君） 塩田俊一君。

○11番（塩田俊一君） 11番、塩田です。

38ページの（仮称）川入東地区土地区画整理組合支援事業というので2,000万円の減額というのだけれども、同意が95%に達しなかったからということなのですけれども、現在の同意は何%ぐらいになっているのですか。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[ 建設農政課長（中里重義君）登壇 ]

○建設農政課長（中里重義君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

同意率の状況でございますが、地権者の数での同意率が86.45%、これは96人中83人が同意済みでありまして、残り13人が未同意という内容でございます。また、面積割りで申し上げますと88.17%ということでございます。いわゆる人数、面積ともに、まだ90%に達していないという状況でございます。

そういう状況でございますので、過去の経過等もかんがみまして、これからご審議をいただくこととなります平成20年度の予算の中では、当初には予算の計上はしてございません。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 10番、秋山です。

民生費、25ページの介護慰労金が72万円減額の理由と、それから31ページの広域の一般廃棄物の進捗状況、それをちょっと伺いたいと思っております。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[ 健康福祉課長（小野田国雄君）登壇 ]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 介護慰労金の減額でありますけれども、これまで対象者を29名予定をしていたわけでありまして、19名ということで対象者が確定しましたので、その部分が今回減額をさせていただくものであります。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[ 生活窓口課長（荒井英世君）登壇 ]

○生活窓口課長（荒井英世君） 広域のごみ処理共同事業の進捗状況ですけれども、県の広域化の実施計画ということで進めております。館林、板倉、明和で30名ほどの検討委員がいるのですけれども、その30名の検討委員の中で現在こういった施設がいいであるとか、そういったところを今検討しているところでございます。

○議長（荻野美友君） 秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 介護慰労金が10名減ったのでということなのですけれども、この介護慰労金の条件というか、そういうのは変わっていないのでしょうか。それとまた、金額も変わっていないのですね、これは増額にはならないのでしょうか、そこをちょっとお願いします。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 介護慰労金のまず金額でありますけれども、金額につきましては8万円ということで変わりはありません。

それから、条件、要件でありますけれども、これについても変わらないわけでありまして、要介護4以上を1年以上、かつ入院、短期入所が100日以内ということで、要件、条件等についてもこれまでどおりであります。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 4番、石山です。

まとめて聞けばよかったのですが、一般質問とちょっと絡むのですが、13ページ、農林水産業費国庫委託金ということで、既定額が927万2,000円、補正が200万円となっています。この額について、私の質問の中では額がちょっと少ないなと思うのですが、管理委託料が何か先ほど事業費の確定、決まったかというのは、これ排水機場の運転時間のそういうかわりの中で削減されたという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[総合政策課長（小野田吉一君）登壇]

○総合政策課長（小野田吉一君） 今議員さんが言ったように、台風とかで運転した日数、それから時間、それと人件費が主だったものです。特に今回は、ごみのかき上げを町の職員がやっているわけです。除塵機がつけば、そのごみのかき上げにかかわる人件費はないのですが、その人がどれだけ出たかという、出役したかということが確定したものですから、当初よりは少なかったということで、減ったということでございます。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） やっぱり、最近でいきますと経費削減ということで、国のほうの流れをそういうふうに認識しますと、今まではこう各機場あたりに大体1,000万円ぐらい来ていたわけなのです。邑楽東部と二千何ぼ来ていたのですが、第二のほうが今度土木事務所に管理されるということで、これはもう板倉町と直接関係なくなりましたので、補助金がそっちに行ってしまうのですが、これ町長にお願いなのですが、やはり得ただけの人件費というだけだと、予防措置というときに職員の方々が多分夜大雨のときにどうしようかという、そういう局面に立たされると思うのです。そのときの心労とか町の対応に対する助成措置というのが抜けていくような気がしますので、やはり平均的な額を国に要求していただきたい、そのように申し上げたいと思います。

○議長（荻野美友君） 町長。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 話の趣旨はわかるのですが、やっぱり決まり事がありますので、それにのっとってやっていくということが前提になりますので、そういったいろんな心労的なことは、あるいはちょっと難しいのかなという気がいたしますが、要するにいろんな決め事にのっとって提出していますので、その辺はご理解願いたいと思います。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[ 総合政策課長（小野田吉一君）登壇 ]

○総合政策課長（小野田吉一君） 先ほどの石山甚一郎議員の財産の売却収入につきまして、3件分で347.7平米です。タイガーカワシマに関するものは243平米ほどでございます。宅地の中のものですと平米当たり6,000円で売却ということでございます。

○9番（石山甚一郎君） ありがとうございます。

○議長（荻野美友君） 野中嘉之君。

○8番（野中嘉之君） 8番、野中です。

1点ばかりお聞きいたしますが、33ページの農地・水・環境向上対策事業、金額は1万円追加とかという内容ですが、そのことと直接ではないですが、現在取り組まれている行政区はどのくらいあるのかということと、その行政区が取り組まれている内容といたしますか、そういったことについて1つお聞きしたいと思います。

と同時に、この事業につきましては、大変非農家も含めて地域ぐるみで参加しての取り組みというふう聞いておりますけれども、やはり一つでも多くの行政区がこういった事業に取り組まれるような推進、方策といたしますか、その辺の考え方について伺いたいと思います。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[ 建設農政課長（中里重義君）登壇 ]

○建設農政課長（中里重義君） お答えいたします。

現在農地・水・環境向上対策事業に取り組んでいる行政区につきましては、15行政区でございます。行政区名を申し上げますと、3区、5区、12区、14区、それから19区から29区までということでございます。

具体的にどんな内容で取り組んでいるかという点でございますけれども、まず水路の除草、それから敷きざらい、それと道路の除草、それと一部ため池の堆積土の敷きざらいですか、そういったものが多い。それと、一部では美化ということで道端への草花等の植栽、そういったものが主なものでございます。

平成19年度からこの数で行政区が取り組んでくれておるわけでございますが、国、県からも、もう少し取り組み面積を増やしていけないかというような打診も来ております。そういう中で、過去北地区で申し上げますと7区、それから南地区ですと16区のほうで取り組みについて昨年度地元でいろいろご協議をいただいたという経過がございます。そういう中で、残念ながら19年度中の実施というところに至っていないという状況でございますが、引き続きいろいろお願いをしてきております。

しかしながら、20年度から1年おくれの取り組みということになりますと、いわゆる申請の期限が今年15日が期限ということございまして、残り2週間弱という状況でございますので、それまでに申請が可能かどうかと申しますと、ちょっと厳しい状況であるかなということでございます。

以上でございます。

○議長（荻野美友君） 塩田俊一君。

○11番（塩田俊一君） 11番、塩田です。

今野中さんがおっしゃった農地・水・環境向上対策事業の関係なのですが、全体的に各行政区が西と東に分かれて取り組んでいるのですが、この間子育連の西区の総会の席で東の会長である29区の区

長さんが言っていたのですけれども、東の場合は水神堀を主体に担当してやっているのだけれども、西の部分が亥ノ子排水路を担当してやって、この間シャトルにも乗ってあれなのですけれども、せっかく西でやってくれてもあそこの雷電様の西の水路がとても素人がやるのでは難しいと言うのです。中央公園から板倉川へ流れているところのもやし工場の駐車場があるのですけれども、その東の水路が東側の盛り土したところが崩れてしまって、とても素人の手に負える状態ではないので、大雨が降るといって中央公園があふれてどうにもならないのだと、それはちょっと町でやってもらわなくてはねなんて、素人であれするのは大変危険だということを盛んに言っていたのですけれども、その辺を考慮しておいてください。

大雨が降るといってあふれてしまうのだと、あの中央公園一帯が。それを、東の担当が、大字板倉の行政区が担当しているわけなのだけれども、とてもあそこは素人がやるのは危険でできないと、よく町の方へ話してくれなんて言われたもので、せっかくの機会ですので、ここでお願いします。

○議長（荻野美友君） 要望でよろしいでしょうか。

○11番（塩田俊一君） はい。

○議長（荻野美友君） 延山宗一君。

○2番（延山宗一君） 2番の延山でございます。

32ページなのですけれども、農業総務費として貸し付けの関係なのですけれども、この貸し付けに当たって制度資金として近代化資金がありますけれども、この減額が250万円からの減額になっております。板倉町の担い手、認定農業者が借り入れするのに減額しているということは、その利用状況はどのようになっているでしょうか、お伺いします。

○議長（荻野美友君） 中里建設農政課長。

[ 建設農政課長（中里重義君）登壇 ]

○建設農政課長（中里重義君） ただいまのご質問でございますけれども、申しわけありませんがただいま詳細な資料を持っておりませんので、調べまして後刻回答したいと思います。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

[ 「なし」と言う人あり ]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[ 「なし」と言う人あり ]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第13号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[ 挙手全員 ]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第14号 平成19年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第2号）について

○議長（荻野美友君） 日程第19、議案第14号 平成19年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第2号）に

ついてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長（針ヶ谷照夫君）登壇]

○町長（針ヶ谷照夫君） 議案第14 平成19年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第2号）について。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,123万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億7,378万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、支払基金交付金に718万2,000円、国庫支出金に478万8,000円、県支出金に119万7,000円、繰入金に同じく119万7,000円、繰越金に687万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、医療諸費に1,436万4,000円、諸支出金に676万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第14号 平成19年度板倉町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明を申し上げます。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,123万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,378万9,000円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので省略をさせていただきます。

6ページと7ページをお願いいたします。まず、歳入であります。老人医療に要する費用は、主に国と県と町の負担金、それから支払基金の交付金によって成り立っています。今回の補正でありますけれども、医療給付費の増加が見込まれることから老人保健法で決められました負担率でそれぞれ追加をするものであります。

第5款繰越金であります。平成18年度の繰越金が確定をいたしましたので680万円を追加するものであります。

続きまして、歳出でありますけれども、8ページと9ページをお願いいたします。第2款医療諸費でありますけれども、平成19年度の医療給付費の実績を見込みまして、追加をするものであります。

第3款一般会計繰出金676万6,000円ありますが、これは平成18年度一般会計繰入金の精算に係る返還金を追加するものであります。

以上であります。よろしくをお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

- 議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。  
これより議案第14号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

[ 挙手全員 ]

- 議長（荻野美友君） 挙手全員であります。  
よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第15号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

- 議長（荻野美友君） 日程第20、議案第15号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[ 町長（針ヶ谷照夫君）登壇 ]

- 町長（針ヶ谷照夫君） 議案第15号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につい  
て。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,328万2,000円を追加し、歳入歳出  
予算の総額をそれぞれ18億5,653万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、療養給付費等交付金に2,100万円、繰入金に433万9,000円、繰越金に4,063万9,000円  
をそれぞれ追加し、国庫支出金を2,249万9,000円、共同事業交付金130万円をそれぞれ減額するものでござ  
います。

歳出につきましては、総務費に456万6,000円、保険給付費に5,531万9,000円、諸支出金に1,389万3,000円  
をそれぞれ追加し、老人保健拠出金を3,780万円、介護納付金を650万円、共同事業拠出金を620万円それぞ  
れ減額するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りま  
すようお願い申し上げます。

- 議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[ 健康福祉課長（小野田国雄君）登壇 ]

- 健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第15号 平成19年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
についてご説明申し上げます。

第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,328万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予  
算の総額をそれぞれ18億5,653万4,000円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせて  
いただきます。

6ページと7ページをお願いいたします。まず、歳入であります。

第3款国庫支出金につきましては、療養給付費の減少を見込み、それぞれ療養給付費負担金を1,600万円  
減額、財政調整交付金を650万円減額するものであります。

第4款療養給付費等交付金でありますが、退職被保険者の医療給付費の増加が見込まれることから、210万円を追加するものであります。

第6款共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金でありますが、一般被保険者の高額療養費の減額が見込まれることから、480万円の減額であります。

3目その他交付金、高額医療費共同事業基金返還金350万円の追加でありますけれども、これにつきましては国保連合会からの返還金であります。

第8款繰入金、8ページにまたがりましてけれども、433万9,000円の増額になりますけれども、主なものは電算委託料等であります。

第9款繰越金、平成18年度からの繰越金4,063万9,000円を追加するものであります。

続きまして、歳出であります。9ページをお願いいたします。第1款総務費、1目一般管理費でありますけれども、456万6,000円の補正であります。主なものは電算業務委託料になります。

第2款保険給付費、10ページにまたがりましてけれども、平成19年5月から1月の支出分の療養給付費の実績をもとに3カ月間を推計いたしまして医療費が増加傾向にあることから、6,431万9,000円を追加するものであります。

同じく第2款保険給付費とありますが、900万円の減額であります。平成19年5月から1月の支出分の療養給付費の実績をもとに3カ月間を推計いたしまして医療費が減少傾向にあることから、900万円を減額するものであります。

第3款老人保健拠出金で3,780万円の減額でありますけれども、拠出金の確定によるものであります。

12ページをお願いいたします。第4款介護納付金であります。650万円の減額であります。納付金の確定によるものであります。

第5款共同事業拠出金620万円の追加であります。拠出金の見込みによるものであります。

13ページをお願いいたします。第9款諸支出金でありますけれども、1,193万円の追加であります。平成18年度の療養給付費を精算しまして、国に返還するものであります。

14ページをお願いいたします。同じく第9款諸支出金でありますけれども、196万3,000円の追加であります。平成18年度の療養給付費を精算しまして一般会計に返還をするものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） 7番の青木です。

9ページを見ていただけますか。9ページの第1款総務費、第1項の1目に電算業務委託料というのが、ここに載っておりますね、追加として。電算業務委託料428万7,000円が載っておりますけれども、この委託料の追加というのは、これはどういうことでこれ追加になったのか、説明いただきたいのですけれども。これは、後期高齢者医療保険か何かの創設に伴う何か新たなもので、この今年度だけ臨時的委託料なのか、これ今後ともずっと続くのか、その辺のところをちょっと説明いただけますか。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[ 健康福祉課長（小野田国雄君）登壇 ]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 電算業務委託料でありますけれども、平成20年4月から後期高齢に移行するためのものでありまして、内容が賦課のシステムあるいは給付システムの開始に伴う委託料ということになりますので、本年度のみの計上になると思います。

○議長（荻野美友君） 青木秀夫君。

○7番（青木秀夫君） それと、10ページのレセプトの審査支払手数料のことなのですが、これ追加で金額45万円載っておりますけれども、これは今年1年間に予定よりも10%ぐらいレセプトの数が増えるということは、医療費が増えるということになってしまったと。予測と違ってきてしまったということで、この45万円の追加となっているということなのでしょうか。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[ 健康福祉課長（小野田国雄君）登壇 ]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 審査支払手数料の関係でありますけれども、レセプトの枚数の関係も増えております。年間7万9,000件ほどのレセプトを点検しているわけでありますけれども、給付の関係も伸びている関係でレセプトの関係も増えているということでもあります。

○議長（荻野美友君） 石山徳司君。

○4番（石山徳司君） 4番の石山です。

この厳しい財政状況の中で、国保会計もそうなのですが、6ページのこの財政調整交付金1億1,503万7,000円来ていたわけが650万円も減額措置がなされたという、これはどういうふうに町とすると説明を受けていますか、説明をお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[ 健康福祉課長（小野田国雄君）登壇 ]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 歳入の療養給付費の関係、あるいは財政調整交付金の関係がありますけれども、歳入につきましては歳出を見込んで歳入を計上してありますので、今回歳出が減になることから減ということで、給付に対してそれだけ負担がなかったのです、歳入を減額しますということでもあります。

○議長（荻野美友君） ほかにありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第15号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[ 挙手全員 ]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



○議案第16号 平成19年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第4号)について

○議長(荻野美友君) 日程第21、議案第16号 平成19年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長(針ヶ谷照夫君)登壇]

○町長(針ヶ谷照夫君) 議案第16号 平成19年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第4号)について。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,782万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に82万円、財産収入に7万円、繰入金に70万4,000円をそれぞれ追加し、県支出金を30万円減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に122万1,000円、基金積立金に7万3,000円をそれぞれ追加するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(荻野美友君) 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長(小野田国雄君)登壇]

○健康福祉課長(小野田国雄君) 議案第16号 平成19年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明を申し上げます。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ129万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,782万8,000円とするものであります。

2ページから5ページにつきましては、先ほどの町長の提案理由のとおりでございますので省略をさせていただきます。

それでは、6ページをお願いいたします。まず、歳入であります。第3款国庫支出金30万円の追加であります。介護予防の保険給付費の追加分と施設分の保険給付費の減額分であります。

同じく、第4目システム改修事業補助金52万円の追加であります。介護保険料激減緩和措置継続に伴いますシステム改修事業費の補助金であります。

第5款県支出金、30万円の減額であります。介護予防の保険給付費の追加分と施設分の保険給付費の減額分であります。

7ページをお願いいたします。第7款繰入金70万4,000円の追加であります。職員人件費と介護保険事業事務費であります。

続きまして、歳出でありますけれども、9ページをお願いいたします。第2款保険給付費50万円の追加であります。4月から12月までの実績と給付見込みを推計しまして、それぞれ追加、減額をするものであります。

10ページをお願いいたします。同じく第2款保険給付費であります。介護予防サービス、高額介護サービスの4月から12月までの実績と給付を推計いたしまして、それぞれ減額、追加をするものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。  
これより議案第16号について採決いたします。  
原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。  
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。  
ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。  
午後は1時より再開いたします。

休 憩 （午前11時55分）

---

再 開 （午後 1時00分）

○議長（荻野美友君） 再開いたします。  
初めに、延山宗一君の質問に対して回答がありますので、中里建設農政課長お願いします。

〔建設農政課長（中里重義君）登壇〕

○建設農政課長（中里重義君） それでは、午前中の延山議員のご質問にお答えしたいと思います。  
いわゆる、農業関係制度融資の利用状況ということのご質問でありましたけれども、この利用者の件数、人数ではなくて件数ということでご理解いただきたいと思いますが、102件が利用件数でございます。金融機関別に申し上げますと農協が90件、群馬県信連7件、それから群馬銀行が5件で合計102件という内容でございます。

それから、ちなみに今年度末、3月31日末現在のいわゆる貸し出しの残高を申し上げますと、農協が2億2,716万円余、それから群馬県信連、これは個人のほかに板倉農協そのものが融資を受けているものがあるということでございますが、これを合わせますと1億107万円余の残高でございます。

それから、群馬銀行板倉支店でございますけれども、430万円余ということでございまして、合計で3億3,253万円余という残高でございます。

以上でございます。

○議長（荻野美友君） ありがとうございました。

---

○議案第17号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について

○議長（荻野美友君） 日程第22、議案第17号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長(針ヶ谷照夫君)登壇]

町長(針ヶ谷照夫君) 議案第17号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について。

本案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から323万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億7,061万5,000円とするものでございます。

歳入につきましては、下水道使用料に179万9,000円を追加し、一般会計繰入金を502万9,000円減額するものでございます。

歳出につきましては、下水道費のうち水質浄化センター費の需用費を64万円、委託料を259万円減額するものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(荻野美友君) 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長(荒井英世君)登壇]

○生活窓口課長(荒井英世君) それでは、議案第17号 平成19年度板倉町下水道事業特別会計補正予算(第4号)につきまして具体的に説明申し上げます。

6ページと7ページをお願いいたします。歳入ですが、1目の下水道使用料ですが、下水道使用料と滞納繰り越し分を合わせまして179万9,000円を追加するものです。使用料につきましては、3月までの使用料実績から見込みまして、150万円追加するものです。

4款の繰入金、1目の一般会計繰入金ですが、502万9,000円減額いたします。これは、下水道使用料で入る部分と、これから説明します歳出の水質浄化センター費で減額される部分を合わせたものです。

次に、歳出ですが、4目の水質浄化センター費用323万円減額いたします。これは、水質試験場の薬品、それからパックテストなどの消耗品の減額64万円と、電気設備定期点検業務委託料の減額259万円でございます。

以上ですが、よろしくようお願い申し上げます。

○議長(荻野美友君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(荻野美友君) 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(荻野美友君) 討論を終結いたします。

これより議案第17号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長(荻野美友君) 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第18号 平成19年度板倉町水道事業会計補正予算(第4号)について

○議長(荻野美友君) 日程第23、議案第18号 平成19年度板倉町水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[町長(針ヶ谷照夫君)登壇]

○町長(針ヶ谷照夫君) 議案第18号 平成19年度板倉町水道事業会計補正予算(第4号)について。

本案につきましては、収益的収入に1,160万円を追加し、収益的支出を203万円減額するものでございます。収益的収入につきましては営業収益に1,136万9,000円、営業外収益に23万1,000円をそれぞれ追加し、事業収益総額を3億5,849万4,000円とするものでございます。

収益的支出につきましては、原水及び浄水費に77万2,000円、配水及び給水費に302万8,000円、消費税に71万8,000円をそれぞれ追加し、総係費から654万8,000円を減額し、事業費用支出総額を3億3,712万6,000円とするものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(荻野美友君) 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長(荒井英世君)登壇]

○生活窓口課長(荒井英世君) 議案第18号 平成19年度板倉町水道事業会計補正予算(第4号)につきまして具体的に説明申し上げます。

4ページと5ページをお願いいたします。収益的収入、1款の水道事業収益ですが、1項1目の給水収益に802万9,000円を追加します。これは水道料金ですけれども、3月の調定までに平成18年度の有収水量、料金に換算される水量なのですけれども、プラス3万6,000立方メートル見込んであります。その料金に係るものです。

2目のその他営業収益には334万円の追加をいたしました。その内訳といたしましては、材料売却収益といたしましては68万円の増加、それから加入金ですけれども、それは23件ほど増える見込みということで266万円を追加いたしました。

2項の営業外収益ですが、預金利息としまして23万1,000円を追加いたしました。

次に、支出ですけれども、1款水道事業費用ですが、1項営業費用、1目の原水及び浄水費の動力費、これは浄水場の電気料としまして77万2,000円を追加いたしました。それから、2目の配水及び給水費の修繕費に、配水管等漏水修繕費としまして302万8,000円を追加しました。これは、漏水調査によりまして発覚した漏水分13件、それから突発的に生じた漏水事故が2件ほどあったのですけれども、それに係る不足分の追加です。

4目の総係費ですけれども、654万8,000円の減額です。これは、人事異動に伴う職員分の減額です。

それから、2項の営業外費用、3目の消費税につきましては、71万8,000円の追加です。これ、昨年12月補正時の損益計算における純利益と、それから今回の純利益との差額分に係る消費税でございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（荻野美友君） 討論を終結いたします。

これより議案第18号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

[ 挙手全員 ]

○議長（荻野美友君） 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第19号 平成20年度板倉町一般会計予算について

議案第20号 平成20年度板倉町老人保健特別会計予算について

議案第21号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第22号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計予算について

議案第23号 平成20年度板倉町介護保険特別会計予算について

議案第24号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計予算について

議案第25号 平成20年度板倉町水道事業会計予算について

○議長（荻野美友君） 日程第24、議案第19号から日程第30、議案第25号までの7件は、平成20年度各会計の予算であり、関連がありますので、一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、針ヶ谷照夫君。

[ 町長（針ヶ谷照夫君）登壇 ]

○町長（針ヶ谷照夫君） それでは、議案第19号 平成20年度板倉町一般会計予算について。

本案につきましては、平成20年度板倉町一般会計の当初予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億8,500万円と定めるものでございます。これは、前年度対比2億4,600万円、4.7%の減となっております。

まず、歳入につきまして、その主たるものについて金額と構成比について申し上げたいと存じます。町税であります。19億3,845万3,000円、構成比38.9%、地方譲与税1億1,400万円、構成比2.3%、利子割交付金700万円、構成比0.1%、配当割交付金600万円、構成比0.1%、株式等譲渡所得割交付金200万円、構成比0.1%、地方消費税交付金1億2,100万円、構成比2.4%、ゴルフ場利用税交付金1,600万円、構成比0.3%、自動車取得税交付金5,000万円、構成比1.0%、地方特例交付金1,050万円、構成比0.2%、地方交付税13億8,700万円、構成比27.8%、交通安全対策特別交付金240万円、構成比0.1%、分担金及び負担金6,269万4,000円、構成比1.3%、使用料及び手数料7,364万2,000円、構成比1.5%、国庫支出金1億8,473万4,000円、構成比3.7%、県支出金2億4,360万5,000円、構成比4.9%、財産収入506万7,000円、構成比0.1%、繰入金

4億6,528万円、構成比9.3%、繰越金4,000万円、構成比0.8%、諸収入5,032万3,000円、構成比1.0%、町債2億530万円、構成比4.1%でございます。

次に、歳出について申し上げますが、まず目的別の金額と構成比について申し上げます。議会費9,068万1,000円、構成比1.8%、総務費5億9,379万円、構成比11.9%、民生費13億4,665万4,000円、構成比27.0%、衛生費4億4,680万8,000円、構成比9.0%、労働費26万円、農林水産業費3億561万円、構成比6.1%、商工費4,824万円、構成比1.0%、土木費4億7,060万8,000円、構成比9.5%、消防費2億9,465万2,000円、構成比5.9%、教育費6億3,477万8,000円、構成比12.7%、公債費7億3,407万6,000円、構成比14.7%、諸支出金1,384万2,000円、構成比0.3%でございます。

さらに性質別に大別して申し上げますと、義務的経費のうち人件費は11億8,077万2,000円で23.7%、そのほかの義務的経費が10億9,512万円、21.9%でございます。合わせて22億7,589万2,000円、45.6%でございます。また、投資的経費は3億3,077万2,000円、6.6%でございます。その他の経費が23億7,833万6,000円、47.8%となっております。

一方、自主財源比率は52.9%、依存財源比率が47.1%の構成比率となっております。

この平成20年度予算につきましては、今年度策定をし、議員各位にもご説明をさせていただきました財政改革プランに沿った予算編成となっております。

議案第20号 平成20年度板倉町老人保健特別会計予算について。本案につきましては、平成20年度板倉町老人保健特別会計の当初予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,750万4,000円と定めるものでございまして、前年対比88.2%という大幅な減となっております。

減額となりました理由につきましては、老人保健医療制度が平成20年度から新たに創設される後期高齢者医療制度へ移行することに伴うものでございますが、医療費の精算につきましては年度をまたがる関係がございまして平成19年度3月分の医療費関係を平成20年度に支払うための予算編成となっております。

歳入の主なものにつきましてご説明申し上げます。支払基金交付金7,026万3,000円、国庫支出金4,642万6,000円、県支出金1,160万7,000円、一般会計繰入金1,419万3,000円でございます。

次に、歳出の主なものにつきまして申し上げます。総務費258万6,000円、医療諸費1億3,990万9,000円でございます。

次に、議案第21号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算について。本案につきましては、平成20年度後期高齢者医療特別会計の当初予算でございます。平成20年度から施行される高齢者の医療の確保に関する法律において、市町村が特別会計を設けることとされておりますことから、今回初めての後期高齢者医療特別会計予算となっております。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,986万4,000円と定めるものでございます。

まず、歳入について申し上げますと、後期高齢者医療保険料8,916万3,000円、繰入金4,069万4,000円でございます。

歳出につきましては、総務費894万9,000円、後期高齢者医療広域連合納付金1億1,714万5,000円、予備費376万7,000円でございます。

次に、議案第22号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計予算について。本案につきましては、平成20年度国民健康保険特別会計の当初予算でございます。国民健康保険は、少子高齢化や医療技術の高度化等によ

る医療費の増嵩及び保険税収入の低迷などから、厳しい状況でございます。このような状況の中、平成20年度の予算編成に当たっては新たに創設される後期高齢者医療制度を初めとする医療制度構造改革並びに国保財政の現状を踏まえ、安定した医療給付の堅持を念頭に編成し、歳入歳出予算の総額を18億4,525万7,000円と定めるものでございます。これは、前年対比9.5%の増となっております。その要因といたしましては、医療給付費の増嵩もございますが、今回新たに設けられた後期高齢者支援金等によるものでございます。

まず、歳入の主なものについて申し上げます。国民健康保険税5億7,265万9,000円、国庫支出金5億4,502万1,000円、療養給付費等交付金1億135万1,000円、共同事業交付金1億9,400万円、繰入金1億4,891万1,000円でございます。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費3,052万6,000円、保険給付費11億8,416万9,000円、後期高齢者支援金等2億2,008万円、老人保健拠出金4,540万円、介護納付金1億3,000万円、共同事業拠出金2億1,132万3,000円、保健事業費1,647万円でございます。歳出の6割を占めます保険給付費については、前年対比1.2%の増となっております。

続きまして、議案第23号 平成20年度板倉町介護保険特別会計予算について。平成20年度の予算編成に当たりまして、我が国の65歳以上の高齢者人口は総人口の20%を超えており、本町においても22.6%、これは今年の1月1日現在でございますが、そのうち75歳以上の後期高齢者人口は12.0%と、超高齢社会に一步一步確実に近づいている状況でございます。介護保険制度は、21世紀の少子高齢社会における介護問題を社会全体で支える仕組みとして平成12年度にスタートし7年が経過したわけでございますが、平成18年度からの大幅な介護保険制度改正により、介護予防事業の充実を図り急速な高齢化に対応し、将来にわたって持続可能な介護保険事業を構築している状況でございます。

本町でも地域包括支援センターを柱として、地域住民の協力を得ながら高齢者のための認知症教室や健康づくり教室等を開催することで保険給付費を抑制し、地域で支え合い、心が通うまちづくりを展開しております。

また、昨年度コムスン等の介護保険報酬の不正請求等による問題が発覚したことにより、介護給付費の適正化が問われている状況でもございます。本年につきましても、国の動向はもとより町の現状を踏まえまして、給付費の適正かつ効率的な運用を念頭に予算編成をしたところでございます。

平成20年度の予算につきましては、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億3,336万7,000円と定めるものでございます。

歳入につきましては、保険料が1億5,080万8,000円、国庫支出金1億7,684万2,000円、支払基金交付金2億3,831万5,000円、県支出金1億1,317万1,000円、繰入金1億5,422万円、諸収入7,000円、使用料及び手数料、財産収入、繰越金は、それぞれ存目計上いたしております。

次に、歳出につきましては総務費3,539万5,000円、保険給付費7億5,720万8,000円、財政安定化基金拠出金85万8,000円、基金積立金100万円、地域支援事業費3,554万7,000円、諸支出金10万4,000円、公債費、予備費は存目計上いたしております。

以上のとおり、介護保険特別会計歳入歳出予算の構成内容となりますが、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう努める所存でございますので、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第24号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計予算について。本案につきましては、平成20年度下水道事業特別会計の当初予算でございます。本町の下水道事業は、平成10年3月31日より汚水処理を開始し、現在板倉ニュータウン区域のうち約103ヘクタールを供用開始いたしております。平成20年度におきましても、引き続き快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を目指し、事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

平成20年度の予算につきましては、歳入歳出予算の総額を2億4,745万2,000円と定めるものでございます。歳入につきましては、使用料及び手数料3,700万3,000円、他会計繰入金2億1,044万3,000円を計上いたしております。

なお、平成20年度につきましても補助対象事業等の予定はございませんので、その他の歳入項目につきましてはそれぞれ1,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、下水道費8,543万2,000円、公債費1億6,172万円、予備費30万円を計上いたしております。

それでは最後になりますが、議案第25号 平成20年度板倉町水道事業会計予算について。本町の水道事業は、施設の老朽化が進み深刻な状況に直面しているところでございます。このことから、平成20年度予算でございますが、町民の皆様にとって安定した安全、安心な水の供給をするために老朽化した各浄水場の危機管理に重点を置き、残存する石綿セメント管の布設がえ工事及び漏水対策を継続する予算編成となっております。

予算の概要でございますが、まず収益的収入といたしまして給水収益を含む営業収益を3億7,174万7,000円、その他の収益を77万6,000円とし、事業収益の総額を3億7,252万3,000円とするものでございます。

収益的支出につきましては、県水道の受水費、施設維持管理費、人件費、現金の支出を伴わない減価償却費等を含む営業費用を3億3,918万円、企業債利息、消費税等を含むその他の費用等を3,331万5,000円とし、事業費用の総額を3億7,249万5,000円とするものでございます。

また、資本的収入につきましては企業債2,260万円、国庫補助金350万円、工事負担金1,650万円、出資金740万円で、総額5,000万1,000円の収入を見込み、資本的支出につきましては配水管布設費、浄水場整備費等の建設改良費に1億1,733万9,000円、企業債償還金3,287万6,000円で、総額1億5,021万5,000円を見込みましたので、収入額が支出額に対する不足額1億21万4,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

以上、種々申し上げましたが、細部につきましては担当課長方からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田総合政策課長。

[ 総合政策課長（小野田吉一君）登壇 ]

○総合政策課長（小野田吉一君） それでは、平成20年度の一般会計の予算を説明させていただきますけれども、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。議案第19号 平成20年度板倉町一般会計予算についてご説明をさせていただきます。

平成20年度板倉町一般会計予算は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ49億8,500万円と定めるものでございます。



第2条にあります債務負担行為につきましては、第2表の債務負担行為で提案させていただきました。

また、第3条の地方債でございますけれども、第3表の地方債で提案をさせていただいております。

そして、第4条の一時借入金の最高限度額を5億円と定めるものでございます。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。第1表は、歳入歳出予算の款項別予算でございますけれども、ただいま町長の提案理由で説明してございますので、省略をさせていただきまして、次に6ページをお開きいただきたいと思います。第2表の債務負担行為でございます。こちらは事項別に記載のとおりでございますけれども、大きいものとして下から2番目の土地開発公社の債務に係る損失補償ということで、6億6,070万円がでございます。

次に、7ページの第3表は、地方債でございますけれども、上から申し上げます。上水道事業債740万円、一般公共事業債（県営内郷土地改良事業）で990万円、同じく一般公共事業債（国営附帯県営農地防災事業）で1,800万円、それから臨時財政対策債で1億7,000万円、総額にしまして2億530万円の地方債を予定してございます。

続いて、12ページをお願いします。歳入についての内訳になりますけれども、主なものにつきましてのご説明とさせていただければと思います。第1款の町税、第1項町民税、1目個人6億8,368万8,000円で、対前年比1,836万9,000円を見込んでございます。2目の法人1億1,441万6,000円で、こちらは逆にマイナスの1,209万8,000円を見込んでおります。合わせて7億9,810万4,000円と見込んでございます。

次に、第2項の固定資産税、1目の固定資産税9億9,255万9,000円で、こちらは大きく1億1,279万8,000円の増額を見込んでございます。主な理由としましては、長谷川香料の工場新築などによるものということでございます。

次に、2目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金ということで5,305万4,000円、渡良瀬遊水地のダム事業にかかわるものでございます。合わせて10億4,561万3,000円を見込ませていただいております。

続いて、14ページをお願いします。こちら第3項の軽自動車税、1目軽自動車税は3,077万2,000円を、そして第4項の町たばこ税、1目町たばこ税では6,396万4,000円を、次の第2款地方譲与税、第1項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税は8,500万円を、次の第2項地方道路譲与税、1目の地方道路譲与税は2,900万円を見込ませていただいております。

次に、16ページをお願いします。第3款の利子割交付金でございますけれども、こちらは700万円を、第4款の配当割交付金、こちらは600万円を、第5款の株式等譲渡所得割交付金1,200万円を、それから第6款の地方消費税交付金、こちらは1億2,100万円を見込ませていただいております。

続いて、18ページをお願いします。第7款ゴルフ場利用税交付金、こちらは1,600万を、第8款自動車取得税交付金、こちらは5,000万円を、第9款地方特例交付金、こちらは650万円を、それから第9款地方特例交付金の中の第2項の特別交付金、こちらは400万円を見込ませていただいております。

次に、20ページをお願いします。第10款地方交付税、第1項の地方交付税では13億8,700万円、前年対比7,500万円の減としておりますけれども、今の政府の動きですと前年度は確保するような動きがございますので、その辺のところは、これは財政改革プランではこちらのマイナスというふうに見込んでいますので、政府の動きとは若干違うかもしれませんが、マイナスの見込みをさせていただいております。

それから、第11款交通安全対策特別交付金は240万円を、第12款の分担金及び負担金の第1項の分担金で

は、農林水産業費分担金で44万4,000円を、それから第2項の負担金、1目の民生費負担金で6,083万2,000円を見込ませていただいています。

続いて、22ページをお願いします。こちらでは、第13款の使用料及び手数料で第1項の使用料では、1目の総務使用料から5目の教育使用料まで合わせて2,981万9,000円を見込んでおります。

続いて、24ページ、第2項の手数料では総務手数料、それから衛生手数料を合わせまして4,382万3,000円を見込ませていただいています。

次に、第14款の国庫支出金、第1項の国庫負担金では1目民生費国庫負担金1億2,183万2,000円で、対前年比2,193万1,000円の増額を見込んでおります。

それから、26ページをお願いします。こちら第2項の国庫補助金です。1目の民生費国庫補助金2,192万8,000円で1,619万円の増となっております。これは、社協が実施する地域密着型介護福祉施設、こちらの補助金1,500万円が入っております。

それから、この国庫補助金は、合わせますと本年度4,885万9,000円というふうに見込ませていただいています。

次に、その下の第3項の国庫委託金では、28ページにまいりまして、合わせて1,404万3,000円を見込んでおります。そして、その下の県支出金の第1項県負担金、こちらにつきましては民生費県負担金1億268万1,000円、2,401万2,000円の増額を見込んでおりますけれども、一番下の計のところ、合わせて1億268万1,000円を見込ませていただいています。

そして、第2項の県補助金では、30ページへまいりまして2目の民生費県補助金6,617万1,000円、それから一番下、4目の農林水産業費県補助金3,426万4,000円などを見込ませていただいております。

32ページで、県の補助金を合わせますと1億539万6,000円というふうに見込ませていただいています。それから、その下、第3項の県委託金、こちらでは1目の総務費県委託金3,048万円などがありますけれども、34ページへまいりまして、合計で3,552万8,000円を見込んでおります。

36ページへ移らせていただきます。一番下、第18款の繰入金です。第2項の基金繰入金では、1目の財政調整基金繰入金5,000万円、前年対比2億8,800万円の減と。それから、2目の減債基金繰入金2億9,622万円7,000円で、こちらは逆に9,659万3,000円の増額となっております。3目のふるさとづくり事業基金繰入金が304万3,000円、4目の公共施設等整備維持基金繰入金が1億1,500万円となっております。こちらは、前年対比7,700万円の減ということです。本年度繰入額合計で4億6,427万円を予定しております。

40ページをお願いします。2つ目の枠で第20款諸収入、第5項の雑入、3目の雑入で4,434万9,000円など合わせまして、一番下のところの合計で4,435万2,000円を見込ませていただきました。

続いて、42ページをお願いします。第21款の町債でございますけれども、こちらのほうは1目衛生債740万円、水道会計の出資債です。2目の農林水産業債、内郷土地改良区関係の2,790万円、3目の臨時財政対策債1億7,000万円、合計で2億530万円。

以上、歳入合計としまして49億8,500万円、前年対比2億4,600万円の減というふうになっております。率にしましてマイナス4.7%というふうになってございます。

続いて、44ページをお願いします。こちらから歳出になります。こちらも主な項目に限っての説明とさせていただきますと思うのですが、特に右側のページの説明の欄、こちらを中心に説明させていただきます。

きますので、よろしくお願ひいたします。

まず、53ページをお願ひいたします。第2款の総務費、第1項の総務管理費、2目文書費では、右側の下から2つ目の文書管理システム導入事業、これを400万円計上させていただきました。

次に、57ページ、6目の企画費では、上から5つ目の丸で広域行政事業、東毛広域市町村圏振興整備組合負担金587万7,000円ございます。新潟の出雲崎の臨海学校が閉校ということで、平成20年度からは開校いたしません。今広域圏計画の策定を行っております。今後群馬の水郷についての管理も恐らく町の方へ移管をされてくるのではないかなというような動きが、来年度は出てくるかなというふうに思います。

続いて、65ページをお開きください。上のところで13目の交通対策費、上から2つ目の路線バス運行事業1,407万1,000円です。路線バス関係は、今19年、20年度で県の交通対策課、それと交通ジャーナリスト、結構有名な人なのですけれども、この方に入っていて、今の館林市を含む広域路線バスの見直しも含めた検討を行っております。20年度でその方向性が出るかなというふうに思っています。

続いて、85ページをお願ひします。第3款の民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、右側の真ん中の丸のところでも民間社会福祉活動事業ということで社会福祉協議会への運営補助金2,288万1,000円、それから国民健康保険特別会計への繰出金で1億4,891万円を計上させていただいております。

続いて、87ページ、こちらは2目の高齢者福祉費ですけれども、一番下のところから2番目の丸、高齢者福祉施設整備事業、地域介護・福祉空間整備補助金ということで1,500万円、社会福祉協議会が行う地域密着型介護福祉施設の補助金です。それから、老人保健特別会計繰出金で1,419万3,000円がございます。

続いて、89ページをお願ひします。一番上のところで介護保険特別会計繰出金で1億5,322万2,000円、それから3目の障害者福祉費では、上から2番目の丸のところでも在宅障害児（者）福祉推進事業で1,580万3,000円、一番下の丸で障害児（者）自立支援事業で、こちらは特に地域生活支援という黒ぼつの3つ目、3,391万円を計上させていただいております。

続いて、91ページ、真ん中のところでも。4目の福祉医療費では、福祉医療費支給事業ということで1億552万4,000円ということで、特に一番下の乳幼児医療扶助、こちらが対象者が拡大しておりますので、4,456万3,000円というふうに見込んでおります。

そして、その下のところ、5目の後期高齢者医療費では、後期高齢者医療事業ということで給付費の負担金で9,519万5,000円、それから特別会計への事務費等繰出金で1,395万円、一番下のところが保険基盤安定分ということで1,930万5,000円が見込まれてございます。

93ページ、こちらは児童福祉費の中で1目の児童福祉総務費では上から3つ目、学童保育整備運営補助事業で906万4,000円、ここの一番下に新たにそらいる学童クラブ運営費補助金というのが341万9,000円、これは新規で計上してございます。それから、そのすぐ下、児童手当支給事業で1億996万1,000円を計上させていただいております。

続いて、95ページ、2目の児童措置費で真ん中の丸、民間保育所保育委託事業ということで9,694万6,000円、その下、民間保育所補助事業で2,222万2,000円を計上させていただいております。こちらのほうは新規事業ということで計上しております。

続いて、ちょっと飛びまして107ページをお願ひします。第4款の衛生費、第1項保健衛生費、1目保健衛生総務費で上から3つ目の丸ですけれども、救急医療・夜間診療・休日診療体制の充実ということで、邑

楽館林医療事務組合の負担金で6,873万6,000円というふうに計上させていただいております。今増築工事が着々と進んでいる状況でございます。

続いて、109ページ、2目の予防費では、上から2つ目の丸で後期高齢者健診事業で521万円を計上させていただいております。

続いて、115ページをお願いします。2項の清掃費、2目のじんかい処理費、下の枠の中で一番上の丸、資源化センター管理運営事業で6,262万4,000円、特に大きい金額としましては操業委託料が2,882万円。次の丸で資源化センターの管理運営事業、こちらは光熱水費1,458万8,000円。

続いて、117ページをお願いします。上から2つ目の資源化センター改修事業、修繕料ですね3,500万円、それから3つ目の丸のところ、東邑楽一般廃棄物広域処理共同事業で282万6,000円を計上しております。それから、その下資源ごみ処理委託事業ということで2,014万5,000円、それからその1つ飛んだ丸、下から3つ目、一般廃棄物収集運搬事業ということで2,600万円。一番下で、ごみ指定袋事業ということで1,332万2,000円を計上しております。

その下の枠のところ、3目のし尿処理費、し尿及び浄化槽汚泥広域処理事業ということで、館林衛生施設組合の負担金3,708万7,000円を計上してございます。

続いて、123ページをお願いします。第6款農林水産業費、第1項の農業費、1目の農業委員会費の右側で一番下の丸、農用地等集団化事業ということで、ここで離地区の交換分合事業委託料ということで222万2,000円を計上しております。

続いて、125ページをお願いします。一番下の農業共済事業、館林邑楽農業共済事務組合負担金2,285万8,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして127ページ、3目の農業振興費、上から2つ目の丸で転作麦作団地助成事業、こちら1,512万円、コスモス団地形成事業で1,000万円を計上させていただいております。

次、1枚めくっていただきまして129ページ、5目の農地費では、上から2つ目、県営内郷地区圃場整備事業ということで土地改良事業の負担金で3,102万円、それからその4つ下の丸で国営附帯県営農地防災事業、こちらの負担金で2,000万円を計上させていただいております。

1枚めくっていただきまして、上から2つ目、邑楽東部第一排水機場維持管理事業で624万6,000円、それから1つ置いて農地・水・環境向上対策事業472万円、それから一番下から2つ目の丸で小規模土地改良事業永沼地区1,450万円を計上させていただいております。

137ページをお願いします。こちら第7款の商工費、第1項商工費、真ん中の枠で2款2項2目の商工業振興費。こちらでは2つ目の丸で商工業振興事業、こちらは商工会の運営費補助金で800万円、商工会事務局長設置補助金498万1,000円、板倉まつり運営補助事業で350万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして139ページ、4目の観光費では右側の2つ目、揚舟運行事業301万9,000円を計上させていただいております。

次に、145ページをお願いします。第8款の土木費、第2項の道路橋梁費、3目の道路新設改良費では、地方道路交付金事業、町道1 12号線2,100万円、町単独道路整備事業3,440万円を計上させていただきました。

続いて、149ページをお願いします。第4項の都市計画費、1目の都市計画総務費では、下から3つ目、

景観創出促進事業271万円、文化的景観への取り組みということで、計上させていただいております。

続いて、151ページをお願いします。2目の公園費では、1番上の丸、公園維持管理事業で2,150万円、一番下、西丘神社周辺整備事業ということで650万円、特に用地購入費を計上させていただいております。

その下で3目の下水道費、下水道事業特別会計繰出金で2億1,044万3,000円を計上してございます。

続いて、155ページをお願いします。こちらは、第5項の住宅費、1目住宅管理費では、上の丸のところでも町営住宅管理事業で568万2,000円。特にこれは岩田の借り上げ団地の賃借料403万2,000円、それと2つ目の丸のところでも下五箇の団地があったわけですけれども、こちらのほうの解体事業ということで、解体工事費で850万円を計上させていただいております。

1枚めくっていただきまして157ページ、第9款の消防費、第1項消防費、1目の常備消防費では、館林地区消防組合負担金、常備消防分として2億1,903万6,000円を、また2目の非常備消防費では、こちらは同じく組合負担金で2,155万4,000円を、3目の3目の施設費では1,769万4,000円を計上させていただいております。

そして、4目の防災対策費では、防災対策事業としまして水防センター工事費負担金3,400万円を計上させていただきました。

続いて、161ページをお願いします。第10款の教育費、第1項の教育総務費、一番下の枠の中で4目の教育指導費では、2つ目の丸、外国青年招致事業（JETプログラム及び町単独招致）というふうにありますけれども、こちらのほうで1,073万7,000円を計上させていただいております。

続いて、165ページをお願いします。第2項の小学校費、1目の学校管理費では、上から2つ目の丸で小学校運営ということで4,437万3,000円、中間にございますけれどもパソコン教室用パソコン等リース料という1,020万6,000円が主なものでございます。

1ページめくっていただきまして、167ページでは真ん中辺に小学校施設維持管理ということで4,120万7,000円を計上してございます。この中で北小の階段天井改修工事設計監理委託料、それと耐震補強・大規模改修工事設計委託料1,200万円、それから各学校施設整理工事費で1,354万5,000円を計上しております。

続いて、173ページをお願いします。こちらは第3項の中学校費でございます。第1目学校管理費、上から5つ目の丸で中学校施設維持管理ということで1億38万4,000円がございます。この中に給食室・防火区画改修工事設計監理委託料624万7,000円、それから少し下で学校施設整備工事費、これが給食室・防火区画改修工事に係る予算計上です。8,925万円を計上させていただきました。

次に、177ページをお願いします。第4項の社会教育費、2目の文化財保護費では、下から2番目の丸で、いたくらの水郷景観保護推進事業ということで128万4,000円を計上させていただいております。

次に、207ページをお願いします。第12款公債費、第1項公債費、1目元金ですけれども、長期償還元金91件分で6億4,231万2,000円を、また2目の利子では長期償還利子101件分で、9,176万3,000円を計上させていただいております。

続いて、214ページをお願いします。こちらで歳出合計49億8,500万円というふうに前年対比2億4,600万円の緊縮予算となったわけでございますけれども、財政改革プランを基本として予算編成をさせていただきました。

以上、主要な部分のみの説明でございましたけれども、議案第19号 平成20年度板倉町一般会計予算の説

明を終わりとさせていただきます。慎重審議の上、ご決定賜りますようによろしくお願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 小野田健康福祉課長。

[健康福祉課長（小野田国雄君）登壇]

○健康福祉課長（小野田国雄君） 議案第20号 平成20年度板倉町老人保健特別会計予算につきまして説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,750万4,000円と定めるものであります。

2ページから7ページにつきましては、町長の提案理由のとおりでございますので省略させていただきます。

8ページと9ページをお願いいたします。まず、歳入でありますけれども、第1款支払基金交付金、本年度予算額7,026万3,000円ありますが、これは歳出の医療給付費及び医療費支給費の2分の1に相当しますが、平成20年度は1.3カ月分の計上でございます。

第2款国庫支出金が4,642万6,000円ありますが、これは医療給付費及び医療費支給費の12分の4に相当するものであります。

10ページと11ページをお願いいたします。第3款県支出金1,160万7,000円、第4款繰入金、こちらは一般会計からの繰入金でありますけれども、同じく医療給付費及び医療費支給費の12分の1相当と、事務費等一般経費分でございます。

以上が、老人保健の財源となるわけでありますけれども、歳入合計本年度予算額1億4,750万4,000円で前年度と比較しますと10億9,635万1,000円の減でございます。

続きまして、歳出であります。14ページと15ページをお願いいたします。第1款の総務費、本年度予算額258万6,000円でございますが、これは主に電算業務委託料でございます。

16ページと17ページをお願いします。2款医療諸費でありますけれども、1億3,990万9,000円の予算計上でございます。医療給付費では、1人当たり5万2,000円の医療費見込額であります。また、柔道、整復の医療費支給費では、1人当たり780円を見込んであります。いずれも老人数2,030人で、1カ月分プラス月おくれ分の医療費を見込んでございます。

22ページと23ページをお願いいたします。以上、歳出合計になりますけれども、本年度予算額1億4,750万4,000円でございます。以上であります。

続きまして、後期高齢者の関係になりますけれども、議案第21号 平成20年度板倉町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億2,986万4,000円と定めるものであります。

2ページから7ページにつきましては、町長の提案理由のとおりでございますので、省略させていただきます。

8ページと9ページをお願いいたします。まず、歳入であります。1款後期高齢者医療保険料8,916万3,000円の予算でございます。被保険者数2,012人を対象に1人当たりの保険料額4万4,895円で算出しまして、予定収納率98%及び滞納分を勘案してあります。

第3款繰入金、4,069万4,000円の予算額でございます。一般会計からの繰入金でございますが、特別会計及び広域連合の事務費と保険基盤安定繰入金と保険料低所得者軽減分の4分の4の計上でございます。

10ページと11ページをお願いいたします。4款諸収入につきましては、存目計上でございます。

以上、歳入合計が本年度予算額1億2,986万4,000円でございます。

続きまして、歳出であります。12ページから15ページになりますが、第1款の総務費でございます。本年度予算額894万9,000円でありますけれども、これは一般経費として主に電算業務委託料になります。

16ページと17ページをお願いいたします。第2款後期高齢者医療広域連合納付金であります。1億1,714万5,000円の予算計上でございます。内容としましては、広域連合事務費等負担金743万9,000円、保険料負担金9,040万1,000円、保険基盤安定制度負担金1,930万5,000円の合計額でございます。

22ページと23ページをお願いいたします。4款予備費であります。376万7,000円を計上いたしました。

以上、歳出合計本年度予算額1億2,986万4,000円でございます。

続きまして、議案第22号 平成20年度板倉町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ18億4,525万7,000円と定めるものであります。

2ページから7ページにつきましては、町長の提案理由のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

8ページと9ページをお願いいたします。まず、歳入であります。1款1項国民健康保険税ですけれども、本年度予算額5億7,265万9,000円です。前年度と比較しますと6.2%の伸びとなっております。この中には平成20年度から後期高齢者医療制度がスタートすることに伴いまして、その支援金としまして国保税の中に新たに支援金が賦課される予算計上となっております。

10ページと11ページをお願いいたします。第3款国庫支出金であります。本年度予算額5億4,502万1,000円、対前年比10.1%の伸びとなっております。主な増額要因でありますけれども、平成20年度から新たに始まります特定健康診査及び特定保健指導の実施に要する費用の3分の1が国から交付されることによるものでございます。

続いて、第4款療養給付費等交付金ですが、本年度1億135万1,000円で前年度予算から比較しますと7,040万1,000円という大幅な歳入減となっているわけでありますけれども、要因は退職者医療制度が段階的に廃止されまして、これまで75歳未満の人とその被扶養者の年齢枠が平成20年4月以降65歳未満の人に変更されることによるものでございます。

12ページと13ページをお願いいたします。5款前期高齢者交付金であります。平成20年度から新たに交付されるもので1億8,000万円の予算額でございます。

次に、第6款県支出金1億280万1,000円の本年度予算額でございます。前年度対比13.6%の増であります。国庫支出金と同様に特定健康診査、特定保健指導費の3分の1が国から交付されるものであります。

次に、12ページから15ページにまたがりまして、7款共同事業交付金1億9,400万円の本年度予算額でございます。高額医療費共同事業拠出金の4分の2及び保険財政共同安定化事業拠出金を計上してあります。

次に、14ページから17ページにまたがりまして、9款繰入金ですけれども、本年度予算額1億4,891万

1,000円であります。前年度と比較しますと5,630万3,000円の減額となっておりますが、この要因につきましては平成19年度において国民健康保険基金を4,500万円繰り入れをしましたので、主にその部分でございます。

18ページから19ページをお願いいたします。以上が平成20年度歳入合計でありますけれども、18億4,525万7,000円となります。対前年比9.5%の伸びとなっております。

続きまして、歳出であります。20ページから25ページにまたがりまして、第1款総務費でございます。本年度予算額3,052万6,000円でございますが、これは人件費とレセプト点検に係る臨時職員賃金の計上が主なものでございます。前年度に比しまして367万1,000円の減額でありますけれども、平成20年度から老人保健が後期高齢者医療に移行することに伴いまして老人医療費のレセプト点検がなくなりますので、臨時職員を3人から2人に減員をしたことが主な要因でございます。

次に、26ページから35ページにまたがりまして、2款の保険給付費ですが、本年度11億8,416万9,000円という大きな数字であります。平成20年度につきましては一般被保険者分の月平均医療費6,666万6,000円、1年間で8億円を見込み、65歳以上退職者分の月平均1,200万円、年間1億4,500万円を見込んであります。医療費平均につきましては、平成18年度分と平成19年10月までの医療費を勘案して計上してあります。

次に、36ページから37ページをお願いいたします。3款後期高齢者支援金等でございます。20年度から新たに創設をされるものでございますが、本年度予算額2億2,008万円でございます。これは、ゼロ歳から74歳までの被保険者分として支払基金へ拠出するものでございます。

次に、38ページから39ページをお願いいたします。4款前期高齢者納付金等で8万1,000円、これにつきましても新たなものでございますけれども、20年度につきましては事務費のみの拠出金計上でございます。

40ページから41ページをお願いいたします。第5款老人保健拠出金、本年度4,540万円の前年度と比較しますと2億2,505万円と大きな数字の減額でございます。これは、老人医療費が後期高齢者医療に移行することによるものですが、予算上3月医療費分と前年度精算見込み分は翌年度精算にすることになっている関係上、平成20年度予算についても計上するものであります。

42ページから43ページをお願いいたします。6款介護納付金、本年度予算額1億3,000万円の予算額であります。介護保険者の第2号被保険者の方が納める介護保険料でございます。

44ページから45ページをお願いいたします。第7款共同事業拠出金、本年度2億1,132万3,000円でございます。

次に、46ページから48ページにまたがりまして、8款保健事業費でありますけれども1,275万5,000円の増額の1,647万円の予算額でございますが、大幅な増額要因は高齢者の医療の確保に関する法律において生活習慣病予防について保険者の役割が明確化され、平成20年度より40歳から74歳までの国保加入者に対しまして特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務づけされるための健診費用分でございます。

58ページから59ページをお願いいたします。以上、歳出合計本年度予算額18億4,525万7,000円でございます。

続きまして、議案第23号 平成20年度板倉町介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ



8億3,336万7,000円と定めるものであります。

2ページから7ページにつきましては、町長の提案理由のとおりでございますので、省略をさせていただきます。8ページと9ページをお願いいたします。まず、歳入であります。第1款保険料1億5,008万8,000円ですが、65歳以上の第1号被保険者から徴収します介護保険料でございます。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金1億3,494万3,000円ですけれども、保険給付費の介護分20%、施設分15%であります。国で定めました負担率で計上してあります。

次に、8ページから11ページにまたがりまして、第3款国庫支出金4,189万9,000円ですけれども、保険給付費の約5%の調整交付金と国庫負担金と同様に事業費を国で定めました補助率で計上してあります。

次に、第4款支払基金交付金2億3,831万5,000円ですけれども、同様に保険給付費や地域支援事業、介護予防事業に国で定めました負担率31%で計上してあります。

第5款県支出金1億1,115万1,000円ですけれども、国庫支出金同様に保険給付費の介護分12.5%、施設分17.5%であります。国で定めました負担率で計上してあります。

12ページと13ページをお願いいたします。第5款県支出金202万円ですが、国庫負担金同様に事業費を国で定めました補助率で計上してあります。

第7款第1項一般会計繰入金1億5,322万2,000円ですけれども、1日から3日までは国庫負担金、国庫補助金、県負担金、県補助金と同様に国で定めました負担率、補助率で計上してあります。

4目のその他につきましては、介護保険事業に伴う職員の人件費、事務費繰入金の計上をしてあります。

16ページをお願いいたします。以上、歳入合計本年度予算額8億3,336万7,000円で、前年度と比較しますと3,478万6,000円の増でございます。

続きまして、歳出であります。18ページから27ページにまたがりまして、第1款総務費3,539万5,000円ですけれども、介護保険事業に伴います人件費、パソコンリース料、電算委託料、要介護認定事務に伴います認定調査委託料、それから主治医意見書作成料、それから館林ほか5町との認定審査会共同設置負担金等を計上してあります。

次に、28ページから大きく41ページにまたがりまして、第2款保険給付費になりますけれども、7億5,720万8,000円です。要介護認定された方、要支援1、それから要支援2、要介護1から5の方が利用している介護サービス及び施設サービス、予防サービス等に係る費用の9割分の計上をさせていただいております。各給付費の算出につきましては、平成19年度の実績見込みを勘案しまして計上させていただいております。

次に、46ページから47ページをお願いいたします。第5款地域支援事業費、第1項介護予防事業1,154万9,000円ですけれども、要支援、要介護状態に近い予防対象者を町の集団検診で把握するがための生活機能評価、それから健康検診の委託料、特定、一般高齢者を対象としました介護予防教室の開催に伴う講師の報酬費、あるいは委託料等を計上してあります。

48ページから49ページをお願いいたします。第5款地域支援事業費、第2項包括的支援事業・任意事業費2,399万8,000円ですけれども、1目の一般管理費につきましては人件費でございます。

2目の包括的支援事業費は、地域包括支援センターが介護予防計画を作成するために使用しますパソコン

リース料及び保守委託料、それから看板の作成等でございます。

最後に、58ページから59ページをお願いいたします。第8款予備費325万4,000円であります。

以上、歳出合計、本年度予算額8億3,336万7,000円でございます。

以上であります、よろしく願い申し上げます。

○議長（荻野美友君） 荒井生活窓口課長。

[生活窓口課長（荒井英世君）登壇]

○生活窓口課長（荒井英世君） それでは、議案第24号 平成20年度板倉町下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算ですが、第1条のとおり歳入歳出総額それぞれ2億4,745万2,000円と定めるものです。

2ページから7ページにつきましては、提案理由のとおりですので、省略させていただきます。

8ページをお願いいたします。歳入ですが、第1款使用料及び手数料、1目の下水道使用料に3,700万1,000円を予定いたしました。これは、前年度対比8.8%の増加です。一般住宅650戸、それから集合住宅225戸を見込んでおります。

10ページをお願いいたします。第4款の繰入金ですが、1目の一般会計繰入金に2億1,044万3,000円を予定いたしました。前年度比較11.96%、2,858万6,000円の減額となります。減額の理由といたしましては、償還金の減額が主な理由です。

12ページをお願いいたします。以上、歳入合計ですが、2億4,745万2,000円とするものです。前年度対比9.38%の減額となります。

14ページをお願いいたします。これは、歳出ですけれども1款下水道費の1目下水道総務費ですが、2,607万2,000円を予定しました。これは、職員の人件費、それから消耗品などに係るものです。

3目の管渠維持費、管渠の補修費などですが、55万2,000円を予定いたしました。

16ページをお願いいたします。4目の水質浄化センター費ですが、5,880万5,000円を予定しました。この中で大きいのは、維持管理業務委託料に3,612万円を予定しました。処理場の運転監視、それから保守点検、水質点検の補助業務を委託しております。それから、また電気保安業務、汚泥処理業務などの委託と光熱水費などでございます。

18ページをお願いいたします。第2款の公債費ですが、元金に1億2,315万1,000円、利子に3,856万8,000円などで、公債費合計、下の欄ですけれども1億6,172万円を予定しました。前年度対比14.16%の減額となります。これは、減額の理由としましては、償還金が年々減少していくことによります。

20ページをお願いいたします。一番下の歳出合計ですけれども2億4,745万2,000円となりまして、これは前年度対比9.37%の減となります。

以上ですけれども、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

続きまして、議案第25号 平成20年度板倉町水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第2条、業務の予定量ですが、給水栓数それから年間総給水量などごらんのとおりですが、この中で特に(4)の主な建設改良事業費ですけれども、配水管布設事業に1億250万円、それから各浄水場改修工事に1,150万円を予定しました。配水管布設につきましては、11路線を予定してお

ります。

それから、各浄水場改修工事につきましては第3浄水場、これは岩田の農協本社の北側ですけれども、第3浄水場のろ過器の改修工事などです。

次の収益的収入及び支出ですが、まず収入ですけれども、第1款水道事業収益に3億7,252万3,000円を予定しました。これは、前年度対比7.39%の増額でございます。第1項の営業収益ですけれども、3億7,174万7,000円を予定しました。これは、給水収益としての水道料金が全体の93%を占めているわけですけれども、給水件数につきましては昨年の12月で5,768件でした。今回増加予測件数としまして、町全体で124件ほど見込んでおります。その他営業収益としては、加入金などがあります。

第2項の営業外収益ですけれども、77万4,000円を予定しました。これは、下水道料金徴収事務委託料などでございます。

次に、支出ですけれども第1款水道事業費用に3億7,249万5,000円を予定いたしました。前年度対比12.53%の増です。第1項の営業費用ですけれども、3億3,918万円を予定いたしました。各浄水場の電気保安業務委託料、それから水質検査委託料、各水源の電気料、県水の受水費。なお、この県水の関係なのですけれども、平成20年度から今まで1立方メートル当たり117円で買っていたのですけれども、一応20年度から110円になる予定でございます。それから、職員の人件費、減価償却費などがございます。

この辺の詳しいところは、15ページからの予算明細書を後ほどごらんになっていただきたいと思います。

それから、この中で新規事業といたしまして浄水場施設運転監視維持管理業務委託料があります。これにつきましては、16ページにありますので、これも後ほど参照していただきたいと思いますのですけれども、各浄水場施設の管理を一部民間委託するというものです。内容といたしましては、施設の巡視点検管理、それから定期点検、それから突発的な事故時の現場立ち会いとしての補助支援業務などです。これによりまして安心安全な水の給水ができるものと考えております。

それから、第2項の営業外費用ですけれども、3,150万5,000円を予定しました。これは、企業債の利息と支払い消費税などでございます。

次に、資本的収入及び支出ですけれども、2ページをお願いいたします。第1款の資本的収入に5,000万1,000円を予定しました。これは、前年度対比15.20%の増です。1項の企業債に2,260万円を予定しました。これは石綿管の更新に係るものです。

それから、2項の国庫補助金350万円で、これも石綿管の更新事業に係るものです。

3項の工事負担金ですけれども1,650万円で、これは消火栓の設置それから配水管の工事負担金などです。

5項の出資金ですが、一般会計から740万円を予定しております。

次の資本的支出ですが、1億5,021万5,000円で、前年度対比16%の増です。

1項の建設改良費に1億1,733万9,000円を予定しました。配水管の布設、これは予定としまして11路線、それから量水器の購入、第3浄水場のろ過器改修費などでございます。

2項の企業債償還金ですけれども、3,287万6,000円を予定いたしました。

以上、資本的収入から資本的支出を差し引きますとマイナス1億21万4,000円になります。これにつきましては、1ページの第4条のとおり減価償却費などの留保資金で補てんする予定でございます。

その他、2ページにありますけれども、2ページの企業債ですが石綿管の更新事業としまして2,260万円

を予定しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（荻野美友君） 以上で平成20年度の各会計予算の説明が終わりました。

この審議は、各常任委員会において予算事務調査の後、最終日の12日に行います。

---

○陳情第1号 町道7179号・7180号線拡幅整備について

○陳情第2号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情について

○陳情第3号 町道1085号線整備について

○議長（荻野美友君） 日程第31、陳情第1号 町道7179号・7180号線拡幅整備については建設農政生活常任委員会へ、日程第32、陳情第2号 地方整備局の事務所・出張所の存続を求める陳情については総務文教福祉常任委員会へ、日程第33、陳情第3号 町道1085号線整備については建設農政生活常任委員会へそれぞれ付託いたします。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

---

○散会の宣告

○議長（荻野美友君） 次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午後 2時35分）

